田原市地域福祉計画

(案)

計画期間 平成24年4月1日~

平成 28 年 3 月 31 日

目 次

第	1 1	章 計画策定にあたって	
	1	地域福祉とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	2	計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	3	計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	4		
	5	計画の策定体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第	2 1	章 地域福祉を取り巻く現状	
	1	人口等の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
	2	地域福祉に関する現状・・・・・・	21
	3		24
	4	住民懇談会からみた現状・・・・・	
第	3 🗓	章 計画の基本的なあり方	
	1	基本理念	37
	2	計画の視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	3	· · · · · · · ·	
	4	計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40
第	4 1	章 施策の展開	
	1	みんなでつくる 助け合い支え	合いのしくみ41
		(1)地域での助け合いの意識の)啓発 · · · · · · · 41
		(2) 福祉教育による人づくり・	45
		(3) 市民活動やボランティア活	動の活性化と人材育成・・・・・・・47
		(4) 地域の組織の活性化と人材	⁻ 育成 · · · · · · · · 49
		(5) 地域の組織の役割分担と通	·携······52
	2	みんなが利用しやすい福祉サー	ビスの推進・・・・・ 54
		(1)地域での福祉サービスの方	寒54
		(2) 情報提供の充実 · · · · · · ·	56
		(3) 在宅支援サービスの充実・	58
		(4) 権利擁護の充実・・・・・・・・	60

	3	みんなでつくる 人にやさしいまちづくり・・・・・・・・・62
		(1) 地域で支えるネットワークづくり62
		(2) バリアフリー化の推進65
		(3) 地域の防犯・防災活動の推進・・・・・・・・・・・67
		(4) 健康づくり・生きがいづくりの推進・・・・・・・ 70
第	5 章	計画の推進にあたって
	1	計画の周知・啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・73
	2	計画の推進と評価・・・・・・・ 73

第1章

計画策定にあたって

1 地域福祉とは

(1)地域福祉とは • • • • • • • • • • • • • • • •

社会福祉事業法(現・社会福祉法)施行から 60 年、介護保険制度施行から 10 年以上が経過し、社会保障・社会福祉に関する法・制度は、時勢の要請によりさまざまな改革が加えられてきました。そして今まさに、大きな転換期を迎えています。

家族、親族、地域でのつながりが希薄となり、助け合いの輪から高齢者や子ども、障害のある人たちが取り残されていくだけではなく、核家族や若い世代までが社会から孤立していく状況が全国的に広がりを見せており、それを象徴する「無縁社会」という言葉さえ生まれています。

本市においても児童虐待、独居高齢者の孤独死など痛ましい事象が起きてしまったことは、大変遺憾なことと言わざるを得ません。

折りしも、平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」では、甚大な被害に全国的な支援の輪が広がりましたが、被災地の人々が私たちに教えてくれたことも多くありました。地域住民相互のつながりの大切さ、災害時要援護者台帳の整備などコミュニティ(地域共同体)の強化こそ、私たちが災害に強い地域を実現するために早急に取り組むべき課題であるとあらためて知るきっかけとなりました。

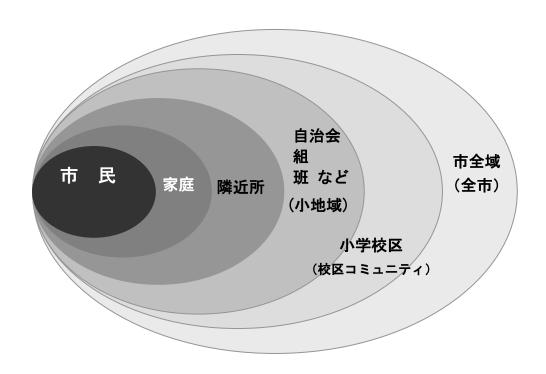
福祉は「誰もが幸せに暮らすことができること」です。それを住み慣れた地域で実現するためには、法や制度で救う社会保障だけでなく、地域で暮らす人たち同士で支え合うことが欠かせません。官・民の専門職による制度サービスと、住民一人ひとりが主体となって行う多様な助け合い活動をつなぐのが、地域福祉の役割です。

(2)「地域」の範囲の捉え方●●●●●●●●●●●●●●

計画の中で取り扱う「地域」は、固定的・限定的なものではなく、活動の取り組み内容やサービスの内容などにより、さまざまな枠組みが考えられます。 例えば、ボランティア活動の「地域」といっても、その活動内容によっては、自分の近所だけを活動範囲にしている場合もあれば、市全域が活動範囲になっている場合もあります。

「地域」という範囲は、下の図に示すように、事例によって範囲が異なり、 柔軟な考え方が必要だといえます。

また、地域とは単なる地理的・空間的な広がり(場所)だけを示す言葉ではなく、そこに住む人々のつながりや共同(取り組み)を表す言葉でもあります。ですから地域福祉という言葉は『地域における福祉』を意味すると共に『地域(住民)による福祉』を意味しているともいえます。



2 計画策定の趣旨

市民相互の助け合い、支え合い活動の促進と公的サービスの充実を両輪とした地域福祉の向上が必要となっている中、サービスの提供のあり方についても、より身近な地域で、より柔軟なサービスの提供が求められています。

現在、介護予防の重視や地域密着型サービスの創設、地域包括支援センターなどを中心とした、高齢者が地域で住み続けられる「地域包括ケアシステム」の構築などの取り組みがなされています。また、「障害があっても普通に暮らせる地域づくり」を目指し、入所施設からケアホーム等地域生活への移行を図る障害者自立支援法の施行といった福祉制度の変化など、地域福祉を取り巻く環境が変化しています。

本市においても高齢化が確実に進んでいます。平成22年度ではほぼ5人に1人が65歳以上となっており、特に75歳以上の高齢者人口が年々増加しています。また、10年後には4人に1人が65歳以上の高齢者となることが見込まれています。高齢者人口の増加とそれに伴う要支援・要介護認定者の増加、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者世帯等の増加といった課題への対応をはじめ、障がいのある人や子どもなど支援を必要とする人たちを地域社会全体で支える体制を整備していく必要があります。

「田原市市民協働まちづくり条例」、「田原市安心して暮らすことのできる安全なまちづくり条例」の制定によって、まちづくりに関する、市民、市民活動団体及び事業者並びに市の役割と責務は明らかとなり、お互いが協力し合ってまちづくりをしていく方向性が定まっています。

さらに、誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしていくために、 さまざまな生活課題に地域全体できめ細かく取り組む仕組みづくりや福祉サービスを利用しやすい環境づくりなどを進めるために、「田原市地域福祉計画 及び地域福祉活動計画」を市及び田原市社会福祉協議会が一緒に策定し、市民 や地域のさまざまな活動主体が自分の地域に関心を持ち、お互いに助け合い、 支え合うような関係づくりを目指します。

トピックス

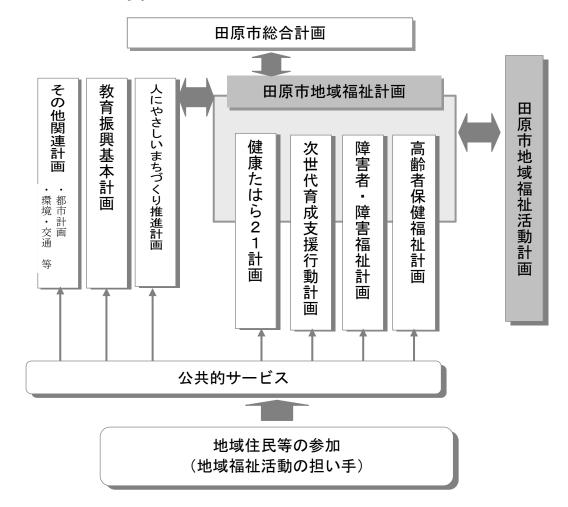
国においては、社会福祉の基礎構造改革が進められ、サービスの利用者と提供者の対等な関係を築き、多様化する個人のニーズに対応して地域における総合的な支援体制を確立するとともに、住民自身の積極的な参加による福祉の文化を創造することを目指して、地域福祉計画および地域福祉活動計画の策定が位置づけられました。

3 計画の位置づけ

(1)地域福祉計画及び地域福祉活動計画と他計画との関係 ● ● ● ●

この計画は、田原市総合計画における地域福祉の分野に関連する施策を具体 化する計画であり、市の地域福祉を推進する基本計画としての性格を持ちます。 高齢者保健福祉計画、障害者計画、次世代育成支援行動計画、健康にはら 21 計画など、保健、福祉等に関わるさまざまな計画と整合を図りながら推進 するものです。

また、愛知県の「あいち 21 世紀福祉ビジョン」や、愛知県社会福祉協議会の「中期計画(「あ・い・ち・ふ・く・し」)」とも理念を共有し、計画を推進していくものです。



(2)地域福祉計画と地域福祉活動計画との関係 ● ● ● ● ● ● ●

地域福祉計画が行政計画として、また、社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画は住民活動計画として、地域福祉の推進を目指すものであることを考えると、両計画は「対」をなす計画といえます。

「地域福祉活動計画」に「地域福祉計画」の実現を支援するための施策を盛り込むなど、相互に連携することが重要です。

そのため、本計画は「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」をともに策定 していくものです。

住民参加

地域福祉推進の理念・方向性、地域の福祉課題・社会資源状況 (共有)

地域福祉計画

*∕*住民参加の取り組み ∕民間活動の基盤整備*∕*

地域福祉活動計画

行政・民間の協働による計画

民間相互の協働による計画

≪社会福祉協議会とは?≫

社会福祉協議会は、住民の福祉向上を目的として、社会福祉法第 109 条に基づき設置されている団体であり、①地域における住民組織と社会福祉事業関係者などにより構成され、②住民主体の理念に基づき、地域の福祉課題の解決に取組み、だれもが安心して暮らすことのできる地域福祉の実現をめざし、③住民の福祉活動の組織化、社会福祉を目的とする事業の連絡調整及び事業の企画・実施を行う、公共性と自主性を有する民間組織です。

(3) 各分野別計画 •••••••••••

- ①高齢者保健福祉分野
- ~ 田原市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 ~ (平成 24 年度~平成 26 年度)

高齢期における保健・福祉・介護の施策の指針として「田原市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」(平成 24~27 年度)を一体的に策定しています。

高齢者保健福祉計画は、地域全体の高齢者に係る総合的な保健福祉の向上を図る計画であり、健康の保持・増進等を含む介護保険の対象とならない高齢者保健福祉サービスをはじめ、高齢者の生きがいづくり等の関連施策も対象となります。

一方、介護保険事業計画は、日常生活圏域を設定し、介護保険サービスの提供 や介護予防事業、地域包括支援ネットワークの主軸となる地域包括支援センター をはじめとする地域支援事業の円滑な実施に関する計画となっています。

- ■基本理念 笑顔とやさしさのみちあふれるまち
- ■施策体系

重点目標	方針
	健康づくりの推進
健康づくりの推進	介護予防一般高齢者事業の推進
	高齢者医療の充実
	高齢者の就労支援の充実
生きがいづくりの推進	生涯学習・生涯スポーツの推進
	地域活動の推進
在宅生活支援の充実	在宅生活支援の充実
在七工冶文版の元夫	住環境の整備
高齢者施設の充実	高齢者施設の充実
	福祉センター
地域福祉の推進	地域福祉活動の推進
	担い手育成の推進
	地域包括支援センター
	認知症高齢者対策の推進
	住まいと住環境の向上
地域包括ケアの充実	地域福祉意識の高揚
	高齢者虐待防止対策の充実
	見守り体制の充実
	保健・医療・福祉の連携
介護予防の推進	地域支援事業の実施
月段,例如正定	介護予防の充実
	居宅サービス
介護保険の充実	地域密着型サービス
71 HZ 1/10/07 70 70	施設サービス
	介護保険事業の円滑な推進

②障害福祉分野

~ 第1次田原市障害者計画、第3期田原市障害福祉計画 ~ (平成24年度~平成26年度)

国の障害者基本計画及び重点施策実施5ヵ年計画(新障害者プラン)、愛知県のあいち21世紀福祉ビジョンを踏まえ、市では障がいのある人を対象とした施策に関する基本的な事項を定める計画として「第1次田原市障害者計画」(平成24~27年度)を策定しています。計画では、地域の社会資源を有効に活用し、地域の実情に応じたサービスの提供ができるよう施策の方向性を示しています。

「第3期田原市障害福祉計画」(平成 24~27 年度) を平成 24 年度に策定しています。

■基本理念 障害の有無によって分け隔てられることなく、 相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現

■施策体系

重点目標	方針
	田原市障害者自立支援協議会に関する取り組み
助け合い支え合いのしくみ	障害のある人への合理的な配慮に関する取り組み
	人材育成や地域活動の活性化に関する取り組み
	福祉サービスの充実
	地域生活移行に向けた取り組み
利用しやすい福祉サービス	障害福祉サービスの充実
の推進	地域生活支援事業の充実
67 JEZE	障害者自立支援法以外のサービスの充実
	情報提供の充実
	権利擁護の充実
人にやさしいまちづくり	バリアフリーの推進
	思いやりのあふれるまちづくりの推進

③次世代育成分野

~田原市次世代育成支援地域行動計画 ~ (平成 22 年度~平成 26 年度)

次世代育成支援対策推進法に基づき、次代を担う子どもを養育する子育て家庭への支援に計画的、総合的に取り組むための地域行動計画として「田原市次世代育成支援行動計画」(前期:平成17~21年度、後期:平成22~26年度)を策定しています。この計画では、地域社会の一員である学校・幼稚園・保育園を含めた行政と、家庭・地域・企業(事業所)等とが協働して進める地域社会の計画として位置付けられており、家庭・地域・企業それぞれに期待する役割が示されています。

- ■基本理念 健やかな子どもたちの笑顔のために
- ■施策体系

重点目標	方針
	地域における子育て支援サービスの充実
地域における子育ての応	保育サービスの充実
援	子育て支援のネットワークづくり
	児童の健全育成
	子どもや母親の健康の確保
母性ならびに子供の健康	食育の推進
の確保および増進	思春期保健対策の充実
	小児医療の充実
子どもの心身の健やかな	次代の親の育成
成長に資する教育環境の	子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
整備	家庭や地域の教育力の向上
<u>1</u> 1/⊞	子どもを取り巻く有害環境対策の推進
子育てを支援する生活環	地域包括支援センター
境の整備	認知症高齢者対策の推進
就業生活と家庭生活の両	多様な働き方の実現および働き方の見直し等
立の推進	仕事と子育ての両立の推進
子どもと安全の確保	子どもの交通安全を確保するための活動の推進
子ともと女主の確保	子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
要保護児童への対応など	児童虐待防止対策の充実
きめ細やかな取り組みの	ひとり親家庭等の自立支援の推進
推進	障害児施策の充実
子育てに関する意識の高 揚	少子化、子育てに関する意識啓発の推進

4健康分野

~健康たはら21計画 ~

(計画期間 平成 17年度~平成 26年度(平成 21年度中間評価)) 国が策定した「健康日本21」や「健やか親子21」、愛知県が策定した「健康日本21あいち計画」を踏まえ、これを推進するための具体的な地方計画として、前田原市において「健康たはら21計画」、旧渥美町において「健康あつみ21」を平成 17年3月に策定しました。平成 17年 10月、前田原市と旧渥美町との合併により2つの計画を統合し、また、関連する諸計画との整合性を図りながら、みんなが幸せを感じて暮らせるまちをめざすところとし、新しい「健康たはら21計画」となりました。

- ■基本理念 みんなが幸せを感じて暮らせるまち
- ■施策体系

重点目標	方針
	栄養・食生活・アルコール 大目標: 生活の質の向上と健康のために、豊かな食生活を心がける おいしく適度に飲酒を楽しむ
	身体活動・運動 大目標:楽しんで運動する
	休養・心の健康・生きがいづくり 大目標:規則正しい生活リズムを築き、心身の健康を保持する
分野別取り組み	たばこ 大目標:たばこによる健康被害を減らす
	保健(疾病予防)
	大目標:健康な生活を送る
	保健(歯の健康)
	大目標:生涯を通して健康な歯を保つ
	健やか親子 大目標:子どもたちが健やかにのびのびと育つ

4 計画の期間

本計画の期間は、3年間とします。

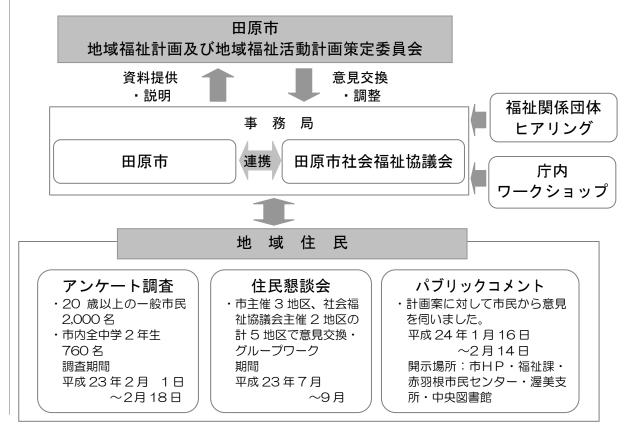
しかし、第1期については、高齢者保健福祉計画・障害者計画等のより専門的計画との整合性を図るため、平成 24 年度から平成 27 年度までの 4 年間とします。

ただし、国や県などの動向を踏まえて、また、社会状況の変化や関連計画との調整を考慮して、必要に応じて見直しを行います。

5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、地域福祉に関する学識経験者及び地域福祉に関係する市民の代表者、地域活動団体の代表者などで構成する「田原市地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会」を設置し、地域福祉計画及び地域福祉活動計画の策定や地域福祉の推進に向けた意見をいただき策定しました。

さらに、策定にあたってアンケート調査、住民懇談会、福祉関係団体ヒアリング、庁内ワークショップ、パブリックコメントを実施し、多くの市民の意見の反映に努めました。



第2章

地域福祉を取り巻く現状

1 人口等の現状

(1)人口・世帯の状況 ● ● ● ●

① 総人口の推移と将来推計

総人口の推移は、平成 23 年 10 月 1 日現在で 66,121 人となっており、 平成 19 年以降は 66,000 人前後で推移しています。

年齢3区分別では、年少人口(0~14歳)、生産年齢人口(15~64歳) は年々減少していますが、老年人口(65歳以上)は増加しており、平成21年に14,000人を超え、平成23年では14,456人に達しています。

総人口の将来推計は、平成 24 年以降、減少していくと推測され、平成 26 年では 65,851 人となります。一方、老年人口(65 歳以上)は増加していくと推測され、平成 26 年では 15,740 人となります。

本市において、総人口が減少していく中、年少人口(O~14歳)の減少と 老年人口(65歳以上)の増加による、少子高齢化が顕著になっていくことが 考えられます。

70.000 (人) 0 10,000 20,000 30,000 40,000 50,000 60,000 平成19年 9,321 43,682 13,764 平成20年 43,663 13,980 9,169 平成21年 9,147 43,229 14,241 平成22年 8,954 43,058 14,385 42,860 14,456 平成23年 8.805 平成24年 42,308 8,754 15,063 計 平成25年 8,652 41,935 15,401 平成26年 8,553 41,558 15,740

図 年齢3区分別総人口

資料:市統計資料(各年9月30日)

□ 年少人口(0~14歳) ■ 生産年齢人口(15~64歳) □ 老年人口(65歳以上)

② 年齢3区分率の推移と推計

年齢3区分率の推移は、老年人口(65歳以上)が占める割合が上昇し、平成23年では21.9%と20%を超えており、5人に1人が65歳以上となっています。年少人口(0~14歳)が占める割合は減少し、平成19年では14.0%だったのに対し、平成23年では13.3%となっています。

平成 21 年の高齢化率をみると、国と比べると低くなっているものの、愛知 県と比べると、1.6 ポイント高くなっています。

年齢3区分率の推計をみると、老年人口(65歳以上)が占める割合は増加すると予測され、平成26年では23.3%と、平成23年に比べ、2.0ポイント増加していきます。一方、年少人口(0~14歳)、生産年齢人口(15~64歳)が占める割合は減少傾向にあり、特に生産年齢人口(15~64歳)の割合が平成26年では63.1%と平成23年に比べ1.7ポイント減少していきます。

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100% 平成19年 14.0 65.4 20.6 13.7 65.4 20.9 平成20年 平成21年 13.7 64.9 21.4 13.5 21.7 平成22年 64.8 平成23年 13.3 21.9 64.0 22.8 平成24年 13.2 推 計 平成25年 13.1 63.5 23.3 13.0 63.1 23.9 平成26年

図 年齢3区分率の推移

□ 年少人口(0~14歳) ■ 生産年齢人口(15~64歳) □ 老年人口(65歳以上)

資料:市統計資料

表 平成 21 年の国・愛知県・田原市の高齢化率

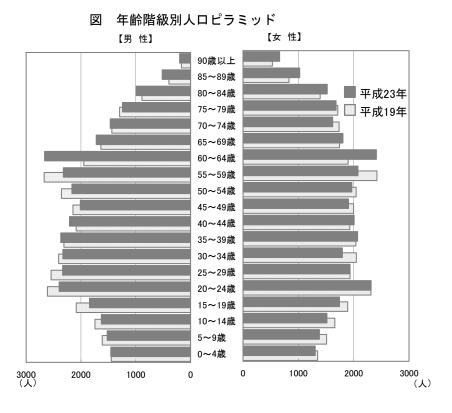
区分	国	愛知県	田原市
高齢化率	22. 7%	19.8%	21. 4%

資料:国・県の数値は、平成21年は総務省「人口推計」より

③ 年齢階級別人口ピラミッド

平成 23 年 10 月1日現在の年齢階級別人口ピラミッドでは、60~64 歳の人口が最も多く、次いで 20~24 歳の人口が多くなっています。また、平成 19 年との比較では、60~64 歳の人口が大きく増加している一方で、14 歳以下の年少人口が微減し、今後、逆ピラミッドのような形になっていくことが考えられます。

また、団塊の世代が65歳以上となっていく中で、今後はさらに少子高齢化が進んでいくことが考えられます。

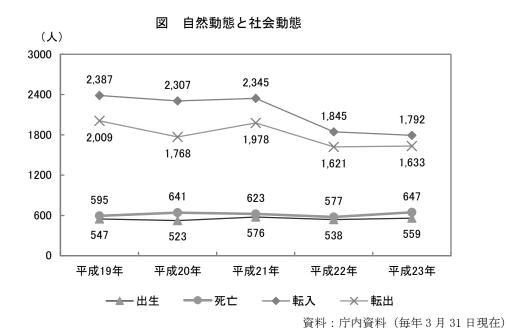


資料:市統計資料

④ 自然動態と社会動態

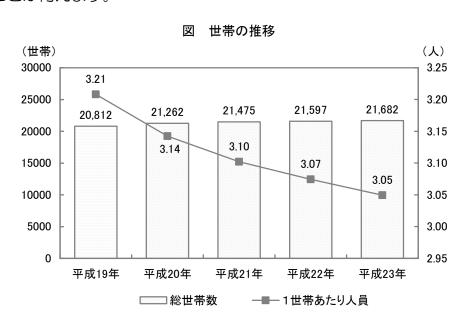
自然動態では、死亡数が出生数を上回っており、平成 23 年には出生が 559 人に対して死亡が 647 人となっています。

社会動態では、転入が転出を上回っており、平成 23 年には転入が 1,792 人であるのに対し、転出が 1,633 人となっています。



⑤ 世帯数と1世帯あたり人員の推移

世帯数は増加傾向にあり、平成 23 年では 21,682 世帯となっています。 1 世帯あたり人員については、年々減少しており、平成 19 年では 3.21 人だったのに対し、平成 23 年では3.05 人となっており、核家族化が進んでいることが伺えます。



資料: 庁内資料 (毎年3月31日現在)

⑥ 世帯構成別世帯数の状況

世帯構成別の世帯数では、核家族世帯、非親族世帯の増加がみられ、特に核家族世帯は、平成 22 年には 9,142 世帯と、平成 17 年に比べ約 566 世帯の増加がみられ、一般世帯総数の4割以上を占めています。

表 世帯構成別世帯数

単位:世帯(下段は構成比)

		区分	平成17年	平成22年
一般世帯総数			21, 506	21, 129
79.	х 🗠 п	1 小心 女文	100. 0%	100. 0%
	₩ Xi	由世帯	6, 742	6, 130
	平1	女 压	31. 3%	29. 0%
	+2:5	家族世帯	8, 576	9, 142
	化	K 决 但 市	39. 9%	43. 3%
		夫婦のみ世帯	2, 488	2, 830
		大婦のか世帯	11. 6%	13. 4%
		夫婦と子からなる世帯	4, 891	4, 964
		大婦と丁からなる世帝	22. 7%	23. 5%
		片親と子からなる世帯	1, 197	1, 348
	月税と丁がりなる国情		5. 6%	6. 4%
その他の親族世帯			6, 742	5, 678
			31. 3%	26. 9%
非親族世帯			48	178
		九)大 년 '市'	0. 2%	0. 8%

資料:国勢調査(各年10月1日)

⑦ 小学校区別人口、世帯数と高齢化率及び1世帯あたり人員

小学校区別の高齢化率では、六連小学校区が最も高く、29.1%となっています。次いで、清田小学校区が28.7%、若戸小学校区が28.1%となっています。一方、高齢化率が低い小学校区は童浦小学校区で12.0%、次いで、衣笠小学校区が17.1%となっています。

1世帯あたり人員をみると、和地小学校区が最も多く、3.85人となっています。次いで、南部小学校区が3.82人、野田小学校区が3.81人となっています。一方、1世帯あたり人員が少ない小学校区は童浦小学校区で2.46人となっています。

表 小学校区別世帯数と高齢化率

区分	東部	童浦	南部	中部	衣笠	神戸	大草	野田	六連	高松
人口 (人)	4,021	7,022	1,430	6,867	5,894	6,771	1,327	3,460	1,789	1,695
世帯数 (世帯)	1,208	2,852	374	2,571	2,389	2,353	370	909	583	462
高齢化率(%)	19.8	12.0	22.6	20.2	17.1	18.1	20.1	23.8	29.1	25.4
1世帯あたり 人員(人)	3.33	2.46	3.82	2.67	2.47	2.88	3.59	3.81	3.07	3.67

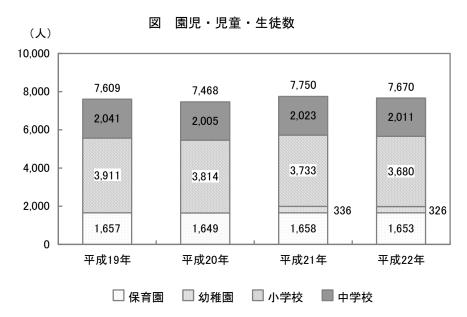
区分	赤羽根	若戸	泉	清田	福江	中山	亀山	伊良湖	堀切	和地
人口 (人)	2,538	1,901	3,967	2,435	4,404	4,973	1,264	913	2,114	1,363
世帯数 (世帯)	783	509	1,219	751	1,391	1,411	352	272	569	354
高齢化率(%)	23.8	28.1	25.2	28.7	23.9	27.1	23.3	27.2	27.5	27.3
1世帯あたり 人員(人)	3.24	3.73	3.25	3.24	3.17	3.52	3.59	3.36	3.72	3.85

資料: 庁内資料 (平成23年3月31日現在)

(2) 子どもの状況 •••••••••

① 園児・児童・生徒数

園児・児童・生徒数では、特に平成 19 年に対し、小学校児童は平成 22 年では 94.1%(231 人減) となっています。



資料: 庁内資料(毎年11月1日現在)

(3) 高齢者の状況 •••••••••••

① 高齢者世帯の状況

高齢者世帯、ひとり暮らし高齢者世帯では、ともに増加傾向にあり、平成23年には高齢者世帯が1,153世帯(5.3%)、ひとり暮らし高齢者世帯が1,127世帯(5.2%)にまで増加しています。

表 高齢者世帯の推移

単位:世帯(下段は構成比)

区分	高齢者世帯 (世帯総数比)	ひとり暮らし 高齢者世帯 (世帯総数比)
平成19年	954 4. 6%	938 4. 5%
平成20年	997 4. 7%	1, 002 4. 7%
平成21年	1, 046 4, 9%	1, 047 4. 9%
平成22年	1, 110 5. 1%	1, 103 5. 1%
平成23年	1, 153 5. 3%	1, 127 5. 2%

資料: 庁内資料 (毎年3月31日現在)

② 要支援・要介護認定及び認定率の推移と推計

要支援・要介護認定の推移をみると、認定者数は増加傾向にあり、平成23 年で 1,976 人となっており、平成 19 年に比べ 344 人増加しています。

要支援・要介護認定の推計をみると、平成24年以降も増加すると予測され、 平成 26 年では 2,198 人となります。平成 23 年と比べると、特に要支援 2、 要介護1、要介護3で大幅に増加すると考えられます。

認定率をみると、平成 23 年 10 月現在では 13.7%となっており、平成 26年では14.0%となると予測されます。

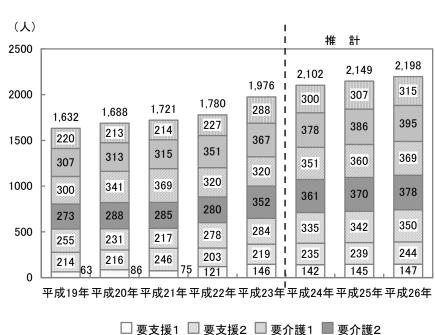


図 要支援・要介護認定の状況

■ 要介護3 ■ 要介護4 ■ 要介護5

資料: 庁内資料 (平成19~22年は4月現在。平成23年は10月現在)

表 平成23年から平成26年までの認定率

区分	平成23年10月	平成24年(推計)	平成25年(推計)	平成26年(推計)
認定率	13. 7%	13. 7%	14. 0%	14. 0%

資料: 庁内資料

(4) 障害者の状況 • • • • • • • • • • • • • • • •

① 障害別身体障害者手帳所持者数

障害別身体障害者手帳所持者数では、総数はやや減少しているものの、内部 障害の割合が増加傾向にあります。

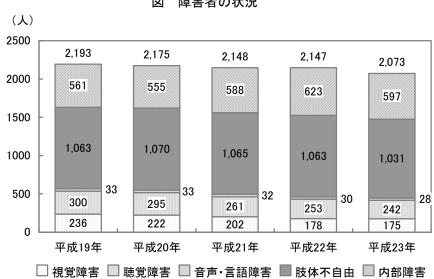
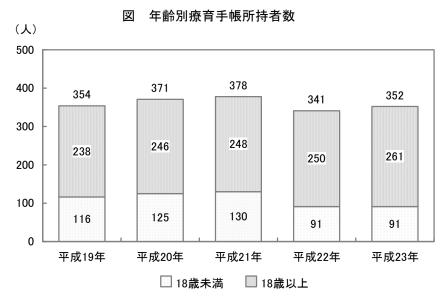


図 障害者の状況

資料: 庁内資料 (毎年4月1日現在)

② 年齡別療育手帳所持者数

年齢別療育手帳所持者数では、18歳以上の方に増加傾向がみられるものの、 総数では横ばい状態です。



資料: 庁内資料 (毎年4月1日現在)

③ 程度別精神障害者保健福祉手帳所持者数

程度別の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、1,2,3級いずれにおいて も増加傾向にあり、総数は平成23年で220人となっています。

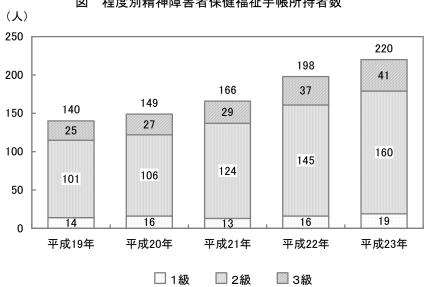


図 程度別精神障害者保健福祉手帳所持者数

資料: 庁内資料(毎年4月1日現在)

2 地域福祉に関する現状

(1) 民生委員・児童委員数 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

民生委員・児童委員は、平成 19 年から大きな増減はなく、平成 23 年で 114 人となっています。

民生委員の男女別割合の推移をみると、全国では、女性の割合高く約6割となっていますが、本市では男性の割合が高くなっており、約6割となっています。

一人あたり平均担当世帯数については、190 世帯前後を推移しています。 なお、民生委員・児童委員の1人当たりの受け持ち世帯数は、120~280 世帯となっています。

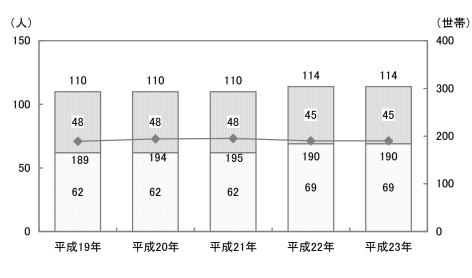


図 民生委員・児童委員数

□□□ 男性 □□□□ 女性 →◆─ 一人あたり平均担当世帯数

資料: 庁内資料 (毎年4月30日現在)

表	民生委員の男女別割合の推移	(全国比較)

区分	平成19年		平成20年		平成	21年	平成22年		平成23年	
四月	男性	女性								
田原市	56. 4%	43. 6%	56. 4%	43. 6%	56. 4%	43. 6%	60. 5%	39. 5%	60. 5%	39. 5%
全国	40. 6%	59. 4%	40. 4%	59. 6%	40. 2%	59. 8%	_	_	_	_

資料:田原市は庁内資料、全国は社会福祉業務行政報告(福祉行政報告例)

表 民生委員	•	児童委員の配置	某準
--------	---	---------	----

区分	1人当たりの受け持ち世帯数(基準)				
東京都区部・指定都市	220~440世帯				
中核市・人口10万人以上の市	170~360世帯				
人口10万未満の市	120~280世帯				
町村	70~200世帯				

(2) 老人クラブの推移 ••••••••••

老人クラブのクラブ数は減少傾向にあり、平成 19 年では 159 団体でしたが、平成 23 年では 146 団体となっています。

老人クラブの会員数については、平成 21 年の 15,352 人をピークに、平成 22 年からは 14,000 人台を推移しています。

区分	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	
クラブ数	159	158	153	147	146	
会員数(人)	15,137	15,329	15,352	14,777	14,871	

資料: 庁内資料

(3) ボランティア登録団体・者数の推移 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

ボランティア登録団体は年々増加傾向にあり、平成19年の63団体に対し、平成23年では74団体となっています。

登録者数をみると、年々増加しており、平成 19 年の 2,671 人に対し、平成 23 年では 3,746 人と 1,000 人以上の増加となっています。

区分	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
高齢者	7	9	10	9	9
障害者	10	14	14	13	12
児童	9	12	10	11	12
その他	37	36	38	41	41
合計	63	71	72	74	74
登録者数 (人)	2,671	3,659	3,822	3,399	3,746

資料: 庁内資料

3 犯罪及び交通事故の状況

(1) 刑法犯及び重点罪種件数 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

刑法犯の発生件数をみると、平成 23 年では 10 月までで 310 件発生しています。平成 22 年では 433 件発生しており、発生件数は減少傾向となっていますが、毎月 10~50 件程度発生しています。

重点罪種の発生件数をみると、平成 23 年では 10 月までで 139 件発生しています。発生件数は減少傾向ですが、多いときで 1 か月に 24 件の発生となっています。

表 刑法犯の発生件数

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
平成22年	35	46	32	42	44	49	38	56	53	38	38	28	433
平成23年	26	16	27	26	35	31	45	28	40	36	_	_	310

資料:田原市警察統計データ

表 重点罪種の発生件数

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
平成22年	22	26	11	17	20	27	18	15	24	21	18	12	201
平成23年	9	7	11	15	22	14	24	6	17	14	_	_	139

[※]重点罪種とは、侵入盗、ひったくり、自動車盗、オートバイ盗、自転車盗、部品ねらい、車上ねらい、 自動販売機ねらい、強盗及び恐喝の10罪種をいいます。

資料:田原市警察統計データ

(2)人身事故発生件数 ●●●●●●●●●●●●●●●

人身交通事故発生件数をみると、平成 23 年では 10 月までで 175 件で 235 名の発生件数となっています。

交通事故の種類では追突、出合頭事故が約62%を占めています。

表 人身交通事故発生状況件数

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
平成22年	23	16	16	27	16	19	27	26	22	21	29	15	213
平成23年	24	15	23	21	14	12	22	17	12	15	_	_	175

資料:田原市警察統計データ

4 アンケートからみた現状

① 調査の目的

私たちが住む地域において、子どもからお年寄りまで、障がいのある人もない人も、すべての人たちがいきいきと身近な地域で生活が送れるよう、「市民参加と協働による"地域の個性と連携"の実現に向けた、支え合いと助け合いのまちづくり」による地域福祉をめざす「地域福祉計画」の策定に係る基礎的な資料とすることを目的として、市内在住の20歳以上の市民の方と市内中学校に在校する中学2年生(全員)を対象にアンケートを実施しました。

② 実施期間

平成 23 年 2 月 1 日 (火) ~ 2 月 1 8 日 (金) (調査基準日 平成 23 年 1 月 1 0 日)

③ 調査対象者及び配布方法

市内在住の20歳以上の方へは郵送による配布・回収をさせていただき、市内全中学2年生へは、学校単位で直接配布・回収により実施しました。

④ 回収状況

	配布数 (件) A	回収数 (件) B	回収率 (%) B/A*100	有効回答数 (件) C	有効回答率 (%) C/B*100
市内在住の平成 23年1月10日 現在で 20 歳以 上の市民の方	2,000	856	42.8	844	98.6
市内中学校に在 校する中学2年 生徒	760	631	83.0	631	100.0
合計	2,760	1,487	53.9	1,475	99.2

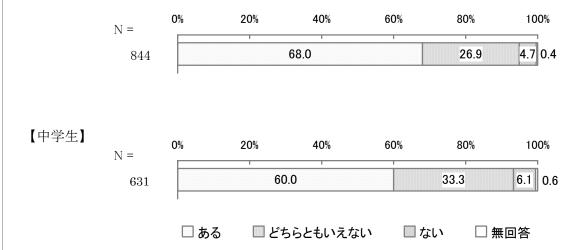
(2) 主なアンケート調査結果 • • • • • • • • • • • • •

① 地域の愛着について

一般市民では、現在住んでいる地域に愛着が「ある」が、全体の 68.0%と 最も多く、次いで、「どちらともいえない」が 26.9%、「ない」が 4.7%となっています。

中学生では、現在住んでいる地域に愛着が「ある」が、全体の 60.0%と最も多く、次いで、「どちらともいえない」が 33.3%、「ない」が 6.1%となっています。

【一般市民】



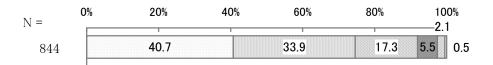
※グラフ中の「N」は、有効回答数です。

② 地域の住みやすさについて

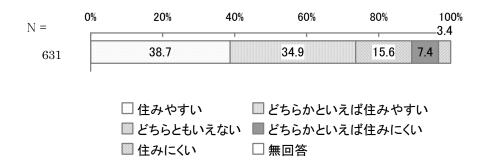
一般市民では、現在住んでいる地域が「住みやすい」と「どちらかといえば住みやすい」を合わせた割合が、全体の 74.6%と最も多く、次いで、「どちらともいえない」が 17.3%、「どちらかといえば住みにくい」と「住みにくい」を合わせた割合が 7.6%となっています。

中学生では、現在住んでいる地域が「住みやすい」と「どちらかといえば住みやすい」を合わせた割合が、全体の 73.6%と最も多く、次いで、「どちらともいえない」が 15.6%、「どちらかといえば住みにくい」と「住みにくい」を合わせた割合が 10.8%となっています。

【一般市民】

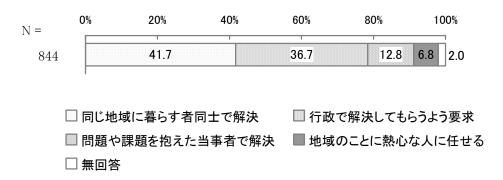


【中学生】



③ 問題や課題が生じた場合の解決方法について

生活にかかわる問題や課題が生じた場合「同じ地域に暮らす者同士で解決」するが、全体の 41.7%と最も多く、次いで、「行政で解決してもらうよう要求」するが 36.7%、「問題や課題を抱えた当事者で解決」するが 12.8%となっています。

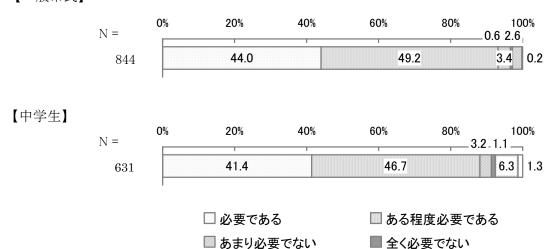


④ 相談したり助け合ったりすることの必要性について

一般市民では、近所の人と相談したり助け合ったりすることは「必要である」と「ある程度必要である」を合わせた割合が、全体の93.2%と最も多く、次いで、「あまり必要でない」と「全く必要でない」を合わせた割合が4.0%、「わからない」が2.6%となっています。

中学生では、近所の人と相談したり助け合ったりすることは「必要である」と「ある程度必要である」を合わせた割合が、全体の88.1%と最も多く、次いで、「わからない」が6.3%、「あまり必要でない」と「全く必要でない」を合わせた割合が4.3%となっています。

【一般市民】

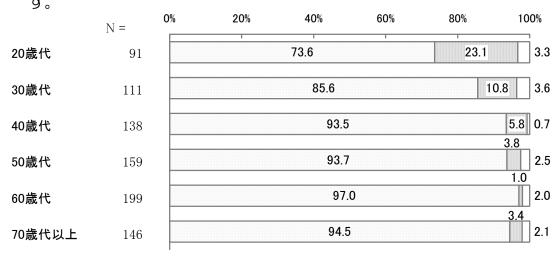


■ わからない

⑤ 自治会の加入状況について

自治会に「加入している」が、年代別では、「60歳代」が97.0%と最も多く、次いで、「70歳代以上」が94.5%、「50歳代」が93.7%となっています。

□ 無回答

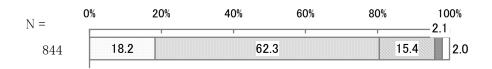


⑥ 福祉への関心について

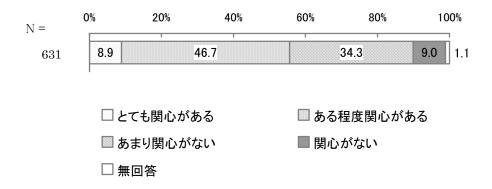
一般市民では、福祉に「とても関心がある」と「ある程度関心がある」を合わせた割合が、全体の 80.5%、「あまり関心がない」と「関心がない」を合わせた割合が 17.5%となっています。

中学生では、福祉に「とても関心がある」と「ある程度関心がある」を合わせた割合が、全体の 55.6%、「あまり関心がない」と「関心がない」を合わせた割合が 43.3%となっています。

【一般市民】

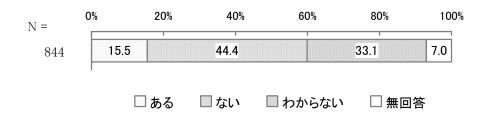


【中学生】



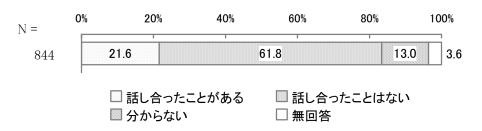
⑦ 地域の支えについて

地域に支えられた(助けられた)と感じたことが「ない」が、全体の 44.4% と最も多く、次いで、「わからない」が 33.1%、地域に支えられた(助けられた)と感じたことが「ある」が 15.5%となっています。



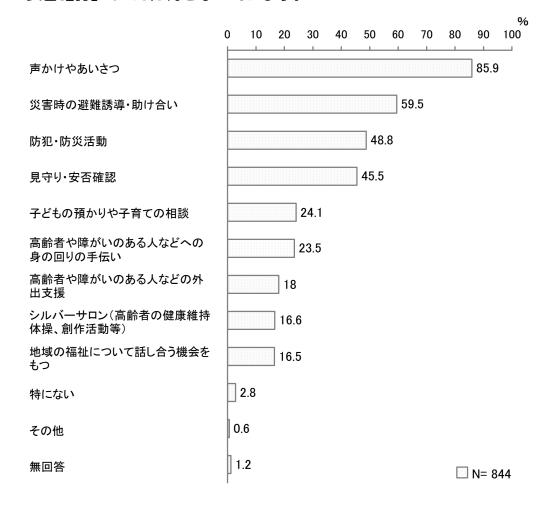
⑧ 家族や地域における地域での助け合いについての話し合い

地域での助け合いについて、家族や地域の中で「話し合ったことはない」が、 全体の61.8%と最も多く、次いで、「話し合ったことがある」が21.6%、「分からない」が13.0%となっています。



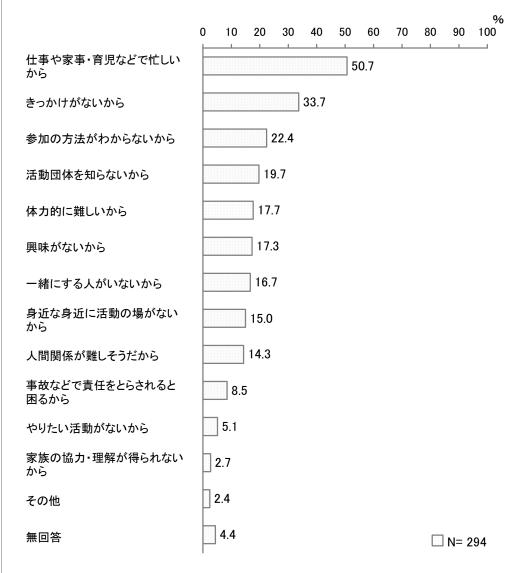
⑨ 必要な住民同士の助け合い活動について

誰もが住みなれた地域の中で安心して暮らせるために必要な住民同士の助け合い活動は、「声かけやあいさつ」が85.9%と最も多く、次いで、「災害時の避難誘導・助け合い」が59.5%、「防犯・防災活動」が48.8%、「見守り・安否確認」が45.5%となっています。



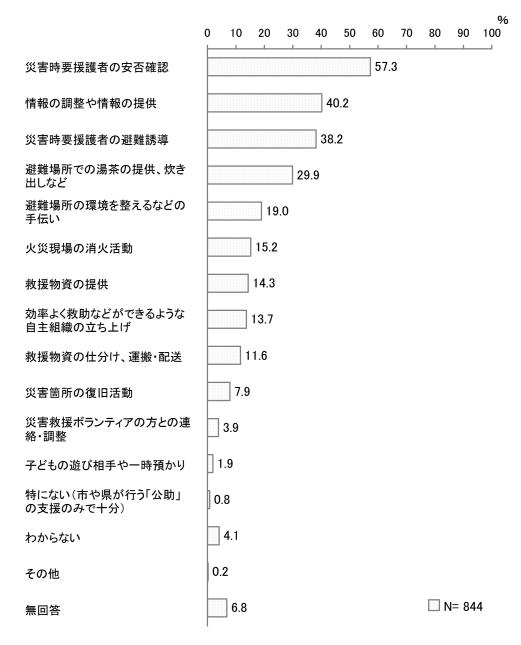
⑨ ボランティア・NPO活動に参加しない理由について

これまでにボランティア・NPO 活動(校区・自治会活動は除く)に参加したことがない理由は、「仕事や家事・育児などで忙しいから」が 50.7%と最も多く、次いで、「きっかけがないから」が 33.7%、「参加の方法がわからないから」が 22.4%となっています。



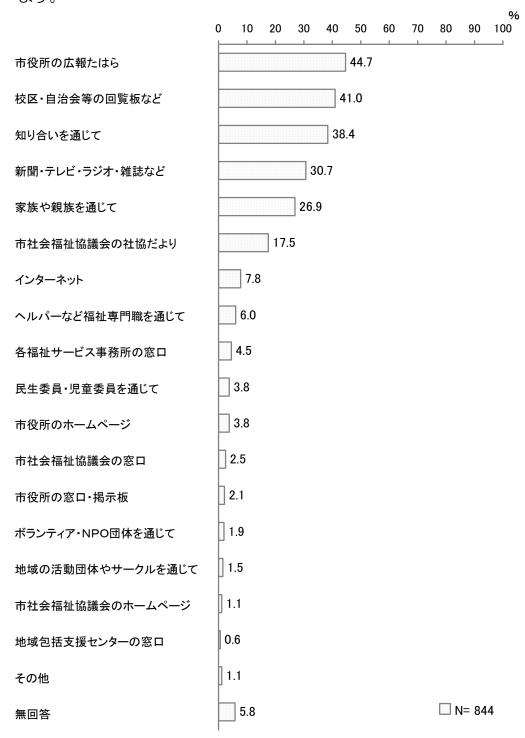
⑨ 緊急時に、地域で必要な住民同士の支え合いについて

自然災害などの緊急時に、地域で必要な住民同士の支え合いは、「災害時要援護者の安否確認」が 57.3%と最も多く、次いで、「情報の調整や情報の提供」が 40.2%、「災害時要援護者の避難誘導」が 38.2%となっています。



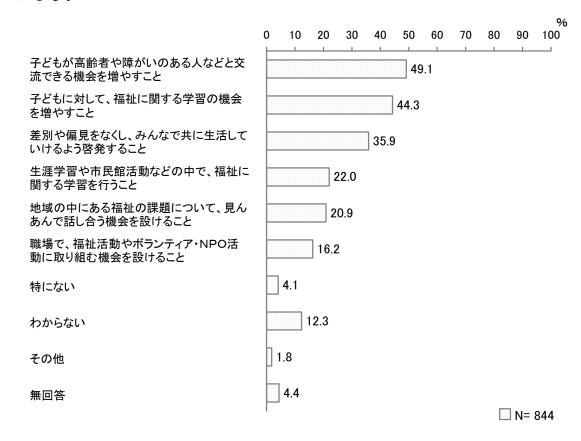
⑩ 福祉サービスについての情報や知識の入手先について

福祉サービス(子育て、高齢、障がいのある人等)についての情報や知識の入手先は、「市役所の広報たはら」が44.7%と最も多く、次いで、「校区・自治会等の回覧板など」が41.0%、「知り合いを通じて」が38.4%となっています。



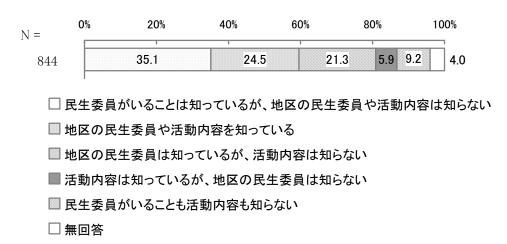
① 必要な福祉教育の方法について

市民が地域福祉への理解を深めたり、助け合いや思いやりの心を育んだりするために、必要な福祉教育の方法は、「子どもが高齢者や障がいのある人などと交流できる機会を増やすこと」が 49.1%と最も多く、次いで、「子どもに対して、福祉に関する学習の機会を増やすこと」が 44.3%、「差別や偏見をなくし、みんなで共に生活していけるよう啓発すること」が 35.9%となっています。



② 民生委員・児童委員の認知度について

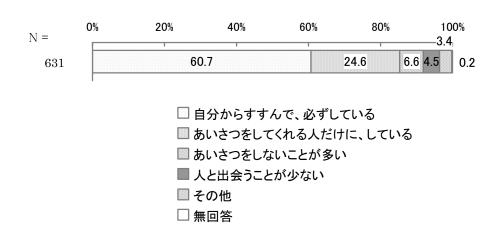
「民生委員がいることは知っているが、地区の民生委員や活動内容は知らない」が、全体の35.1%と最も多く、次いで、「地区の民生委員活動内容を知っている」が24.5%、「地区の民生委員は知っているが、活動内容は知らない」が21.3%となっています。



③ あいさつの実施について

中学生では、日頃、近所の人と出会った時、あいさつなどを「自分からすすんで、必ずしている」が、全体の 60.7%と最も多く、次いで、「あいさつをしてくれる人だけに、している」が 24.6%、「あいさつをしないことが多い」が 6.6%となっています。

【中学生】



4 住民懇談会からみた現状

(1) 住民懇談会の概要 • • • • • • • • • • • • • • •

市主催3地区(和地地区、赤羽根地区、衣笠地区)、社会福祉協議会主催2地区(村松・八王子地区、やぐま台地区)の計5地区で意見交換・グループワークを実施しました。

(2) 住民懇談会からの主な意見 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

項目	主な意見
仕組みづくり人づくり	・地域では昔からのおすそわけ文化があり、近隣住民との付き合いができており、子どもから大人まで顔が合えばあいさつを心がけている。
	· 新しく地域に引っ越してきた人や若い人は自治会加入率が低く、また近所づきあいが少ない。
	· 車社会などの社会環境の変化により、直接声をかわすことが少なくなってきている。
	· 挨拶だけで一歩踏み込んだ近所づきあいを避ける人や、地域行事に参加しない人が増えてきている。
	・昔に比べ多世代間の交流が減ってきている。子どもの頃から高齢者や障がい のある方と交流することで、ボランティア活動等につなげられるのではない か。
	・地域のための活動なら積極的に行っており、地区花壇の手入れや小学生の登下校の見守りなど、老人会などがボランティア活動を実施してる。
	・校区コミュニティ・自治会等の活動はみんな協力的である。校区コミュニティ協議会や自治会などが主導で各組織を充実し、地域が住みやすく、暮らせたらいいと思う。
	・地域組織役員の担い手が少なくなってきている。
保健福祉サービス	· 高齢者や子どもを支える福祉サービスシステムの充実が必要である。
	・地域にお店がなく、地元で買い物ができるといい。
	· 少子化が問題となっており、その原因としては、結婚問題や農業後継者不足が課題である。
	・近所づきあいがあり、口コミで情報交換が早くできている。
	· 独居の高齢者が増えている。ひとりで抱え込まず、相談者や協力者を作って いくことが必要である。

項目	主な意見
地域づくり	。昔に比べ地域のつながりが希薄化している。
	。住民懇談会などの機会を増やして、地域住民の意見を聞くことは重要なこと。
	· 坂道が多く、段差もある道もあり、バリアフリー化が進んでいない。通学路 だけでも歩道を完備してほしい。
	· 地域によっては公共交通機関がなく、車に乗れなくなった場合の移動手段が 心配である。
	・地域で防災会を充実させていきたい。
	・スピード違反などの運転マナーが悪い人が増えている。
	・老人がいつまでも元気で、家族そろって働くことができたらいい。
	住民が気軽に集まって、井戸端会議ができるような場がほしい。

第3章

計画の基本的なあり方

1 基本理念

みんなでつくる 笑顔とやさしさのみちあふれるまち

市民全員が明るく健康で、笑顔あふれるまちの実現は、みんなの願いです。 そのためには、赤ちゃんから高齢者まで、また、何らかのハンディを持つ人も、 一人ひとりが社会に受け入れられ、お互いの個性を尊重し、助け合い、自分ら しく生きがいを持って暮らすことのできる地域社会の実現が望まれます。

社会構造や私たちの価値観・ライフスタイルの変化、あるいは法や制度の改正に伴い、福祉施策は「自立」という方向へ大きく舵を取りはじめました。自立とは、健康な人はもちろんのこと、高齢者や障害者も、できる限り住み慣れた地域で働き、学び、人に任せるのではなく、自分らしく生きることです。

そのためには、一人ひとりが主体となり、それを地域全体で支える仕組みづくりが必要となっています。一人ひとりの思いに目を向け、地域の中でそれが実現できるように、地域と行政が連携して支え合うことで、笑顔とやさしさのみちあふれるまちをみんなで作りましょう。

2 計画の視点

(1) 仕組みづくり人づくりの視点 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

住民一人ひとりから、市民活動団体・ボランティア団体・地域コミュニティ協議会・自治会・事業所・社会福祉協議会・市の機関などにいたるまで、地域の中ですべての人や組織が、見守り活動や声かけを通じて福祉意識を醸成する 仕組みづくりの視点

(2) 保健福祉サービスについての視点 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

支援や介助を必要とする人などに対し、生活の質を維持・向上させるための サービスを社会的に提供すること、そのための制度や設備を整備することを指 す狭義の社会福祉を、具体的な地域を基盤として展開する視点

(3)地域づくりの視点 • • • • • • • • • • • • • • •

災害や犯罪から地域を守ることや、地域の活動や健康づくり、生きがいづくりを推進していくために、多くの住民、地域、サービ提供主体等が主体的に参画することで、地域と福祉が有機的に連携し、地域福祉の推進を図っていく視点

3 基本目標

1 みんなでつくる 助け合い支え合いのしくみ

助け合い、支え合いの意識を啓発し、地域活動に参加しやすい環境づくりを 行います。そして、地域活動の輪を広げていくため、福祉教育などを推進しま す。

また、地域福祉の向上をめざすため、地域福祉活動の推進役となるリーダーの育成や市民活動・ボランティア活動の活性化を推進します。そして、校区コミュニティ協議会・自治会をはじめとしたさまざまな地域組織の活動を推進し、誰もがすみやすい地域づくりを目指します。

2 みんなが利用しやすい 福祉サービスの推進

福祉サービスの情報提供や相談支援の充実、質の向上を図り、誰もがサービスを利用しやすい体制づくりを目指します。

また、必要とされるサービスを把握するための仕組みづくりを推進し、地域で暮らしていくために必要な在宅支援サービスの充実を目指します。

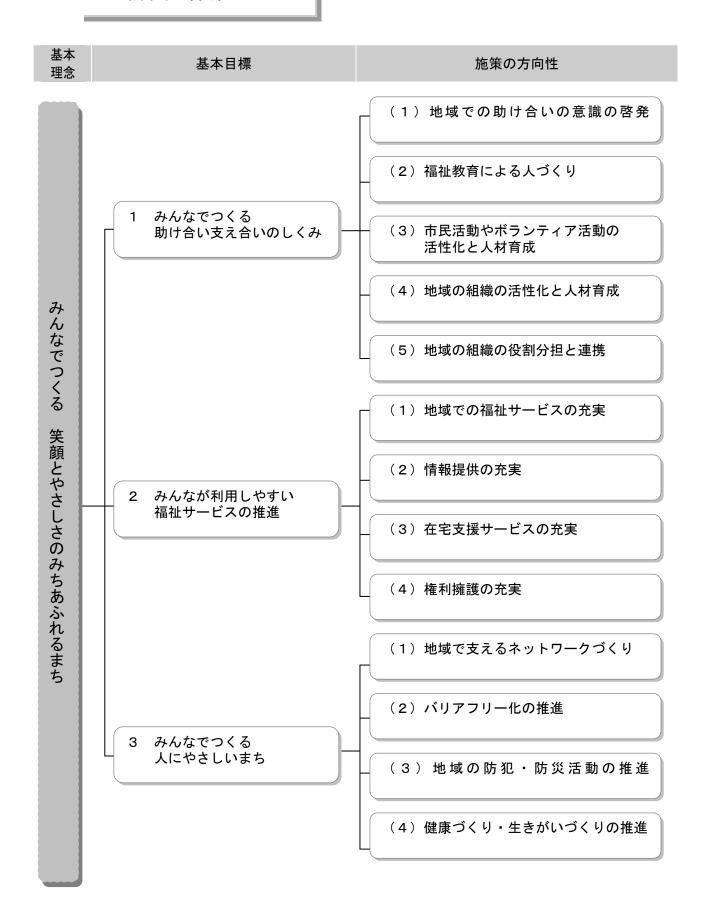
サービスの提供にあっては、より質の高いサービスを提供できる環境を整える仕組みづくりを推進します。

3 みんなでつくる 人にやさしいまち

地域住民の方々が、住み慣れた家庭や地域社会の中で、安全・安心な地域生活が送れるまちづくりを推進するとともに、災害や犯罪から地域を守る防災活動、地域安全活動の活性化を図ります。

地域住民が健康で、生きがいが持てることも、住みなれた家庭や地域で生活を送るためには重要であるため、健康づくりや生きがいづくりを推進します。

4 計画の体系



第4章

施策の展開

1 みんなでつくる 助け合い支え合いのしくみ

指標目標

指標	現状値	目標値
近所の人と相談したり話し合ったりする ことが必要であると思っている人の割合 の増加 (「必要である」と「ある程度必要である」を合わ せた割合)	93. 2%	100%

(1)地域での助け合いの意識の啓発 ● ● ● ● ● ●

【住民・団体等からの声】

- 〇 アンケート調査結果
 - ・地域の人との結びつきについては、60歳代以上では「隣近所の付き合いが深く、助け合いがある。」の割合が60%を超え高くなっていますが、20~30歳代ではその割合は20%にとどまっています。(市民)
 - ・近所の人と相談したり助け合ったりすることについては、年齢が高くなるほど「必要である」の割合が高くなっています。(市民)
 - ・誰もが住み慣れた地域の中で安心して暮らせるために必要な住民同士の助け合い活動については、「声かけやあいさつ」活動の割合が高くなっています。日ごろの近所の人とのあいさつについては、「自分からすすんで、必ずあいさつをする」の割合が高くなっています。(市民・中学生)
 - ・地域で誰もが安心して暮らしていくために必要なことについては、「地域での見守りや助け合い」の割合が高くなっています。(市民)

〇 住民懇談会

- 子どもから大人まで顔が合えばあいさつを心がけています。
- ・地域でおすそわけ文化があり、近隣住民とのお付き合いができていま す。
- 近所付き合いがあり、また適度な競争心やライバル心があり、今後も

この近所づきあいを続けていきたいです。

- 新しく地域に引っ越してきた人とは近所づきあいが少なく、自分から 話しかけることが重要です。
- 若い人の自治会加入率が低下してきています。
- 車社会になり、直接声をかわすことが少なくなってきました。
- ・挨拶だけで一歩踏み込んだ近所づきあいを避ける人や、地域行事に参加しない人が増えてきています。
- ・独居高齢者の人、老老介護、認認介護をしている人、ひとり親世帯、 日本語が充分でない人がいることは知っているが、関わり方がわかりません。
- 。高齢者などが集まれる場所が少なく、サロンなど気軽に集える場所が ほしいです。

〇 福祉関係団体ヒアリング

- 障がいのある子どもをつれて気兼ねなく出かけ過ごせる場を増やしていってほしいです。
- 障がいを理解してくれる人材の育成が必要です。
- · 身近で必要な情報がわかりにくく、支えてくれる(助けてくれる)人が必要です。

【現状と課題】

市民の誰もが住み慣れた地域で暮らしていくためには、「声かけやあいさつ」 が重要です。あいさつは人と人とをつなぎ、そのつながりが地域で助け合いの 意識へとつながっていきます。

顔見知りが多い地域では、子どもから高齢者まであいさつを心がけている現 状があります。

また、旧来のお付き合いがある地域では「おすそわけ文化」によって昔から 近所住民間での交流が受け継がれてきました。

しかし、アンケート調査結果をみると、年齢が高いほど隣近所の付き合いが深く助け合いがあると感じていますが、年齢が若くなるにつれ近所付き合いとしては、会えばあいさつをする程度の人が多くなっています。

また、車社会への移り変わりなど社会環境の変化により、昔に比べ直接顔を 見て話をする機会が少なくなってきています。

【方向性】

地域の中で助け合い支え合う意識を高めるための第一歩として、あいさつ運動を推進します。地域住民がお互いを知り、理解しあうためには、まず言葉を 交わすことが大切です。そこから、同じ地域に住むもの同士の助け合い、共助意識を高めましょう。

地域には、核家族やひとり親世帯、独居高齢者など家族の手助けが充分でな

い人たちや、障がいがある人、日本語が充分理解できない人など、日常生活に 不安や孤立感を持っている人たちもいます。地域ぐるみで見守り、助け合う意 識を育てましょう。

【それぞれの取り組み】

① あいさつ運動の推進

みなさん

- 近くの人や、常に会う人と日ごろからあいさつを交わし、ふれあいの第一歩としていきましょう。
- · 子どもやお年寄りへの声かけをしましょう。

地域

- · 清掃活動や防災訓練、イベント等の活動を通して顔の見える関係 づくりをしましょう。
- 交通安全立番時などにあわせて、あいさつ運動を実施しましょう。

行政

小中学校においてあいさつ運動を推進します。

4会福祉協議会

老人クラブ、子ども会等各種団体の活動を通してあいさつ運動を 支援します。

② 助け合い意識の向上

みなさん

- 回覧板やおすそわけなどを通して、近所付き合いを深めましょう。
- 地域の活動や行事には、近所の人を誘い合って、参加しましょう。

地域

- 校区コミュニティ協議会や自治会で、地域の特性を活かしたお祭り、りや盆踊り等の多くの世代が交流できる活動をしましょう。
- 地域の活動や行事の周知については、情報を受け取ることが難しい高齢者、障がい者、日本語が充分でない方への配慮をしましょう。

行政

• 小地域で福祉懇談会を実施することを支援します。

社会福祉協議会

- · 小地域で福祉懇談会を実施します。
- 高齢者が地域で孤立しないようにシルバーサロンの立ち上げに関 して人材育成や、助成金によって支援します。
- 身近な地域で住民主体の助け合い活動をする地区社協の立ち上げを支援します。

③ 子ども、高齢者、障がいのある人等への理解の向上

みなさん

- 地域にさまざまな人が住んでいることを理解し、お互いを思いやりましょう。
- 障がいや認知症に対する理解を深めましょう。

地域

- · 地域で見守る体制を作りましょう。
- 障がい、認知症等に関する対応や人権などの学習や普及啓発をしましょう。
- 地域で子どもを育てるまちづくりを進めましょう。

行政

- ・ 市政ほーもん講座の活用など、認知症や発達障がい、精神障がい、 引きこもり等に関する理解を市民、関係機関との研修会を引き続 き実施します。
- · 障害のある方の学校生活や外出など地域生活を支援します。
- 高齢者や障がいのある人の社会参加につながる支援を行います。

社会福祉協議<

- · 認知症サポーター養成研修、発達障がい、精神障がい、引きこも り等に関する市民、関係機関との研修会を引き続き実施します。
- 障害のある方の学校生活や外出など地域生活を支援します。
- · 高齢者や障がいのある人の社会参加につながる支援を行います。





(2) 福祉教育による人づくり •••••••• • • • • • • • • • •

【住民・団体等からの声】

- 〇 アンケート調査結果
 - ・地域福祉への理解を深めたり、助け合いや思いやりの心を育むための 福祉教育の方法については、「高齢者や障がいのある人などと交流で きる機会を増やすこと」や「福祉に関する学習機会を増やすこと」の 割合が高くなっています。(市民)
 - ・福祉実践教育の体験について、「とても良い」の割合が約8割と高く なっています。(中学生)
 - ・街で困っている人を見かけた時に対応できなかった理由として、「どのように接してよいかわからなかったから」の割合が高くなっています。(中学生)

〇 住民懇談会

- 子どもの頃から高齢者や障がい者の方と交流することで、ボランティア活動等につなげられるとよいと思います。
- 昔に比べ多世代間の交流が減ってきています。
- もっと熱心に福祉教育に取り組んでいく必要があります。

【現状と課題】

社会福祉協議会では、小中高校生に対して、福祉実践教室を行っていますが、 市民全体に対しては充分とは言えず、今後は広く市民に対しての福祉教育の提供が必要となっています。街で困っている人に手助けをできなかった理由として、「どのように接してよいかがわからなかった」が多くなっているように、 今後は、接する機会が求められています。

【方向性】

住み慣れた地域で、子ども、高齢者、さまざまな障がいのある人達と共に暮らしていくために、学びあうことが必要です。

【それぞれの取り組み】

住民の

- さまざまな活動を通じて高齢者、障がい者とのふれあいを体験しましょう。
- · 大人が子どもの手本となりましょう。

地域

- 地域力を活かした子ども会やスポーツ少年団などの活動を推進しましょう。
- 校区コミュニティ協議会や自治会を中心に、子ども、高齢者、障がい者など誰でも参加できる活動を実施しましょう。

行政

- ・ 行政と社会福祉協議会は連携を図り、小中学校での福祉実践教室 や総合学習での福祉教育を充実させます。
- · 市立田原福祉専門学校を拠点として、福祉教育の推進を行い、人 材の育成に努めます。

社会福祉協議

- ・ 行政と社会福祉協議会は連携を図り、小中学校での福祉実践教室 や総合学習での福祉教育を充実させます。
- · 福祉のつどいの開催方法を検討し、より広く市民の福祉意識を高めるよう取組みます。
- · 福祉団体や当事者団体の活動発表を通して、担い手のやる気の向上を図ります。

H

(3) 市民活動やボランティア活動の活性化と人材育成 ● ● ● ●

【住民・団体等からの声】

- 〇 アンケート調査結果
 - 校区コミュニティ協議会や自治会が行う「清掃・ごみ拾い」などの活動には参加する割合が高いが、自主的に参加するボランティア・NPOが行う「清掃・美化・リサイクル活動」については参加する割合が低くなっています。(市民)
 - 。ボランティア・NPO活動に参加しない理由については、「仕事や家事・ 育児などで忙しいから」の割合が高く、また「きっかけがないから」 の割合も高くなっています。(市民)
 - ・ボランティア・NPO活動を活発化していくために必要なことについては、「気軽に参加できる雰囲気があること」、「充分な情報が伝わること」の割合が高くなっています。(市民)

〇 住民懇談会

- 地域のための活動なら積極的に行っています。
- ・地区花壇の手入れや小学生の登下校の見守りなど、老人会などがボランティア活動を行っています。
- 1人ではできないが、グループなら独り暮らしの高齢者の見守りや電球の取替えなどの活動はできます。

〇 福祉関係団体ヒアリング

- ボランティアで参加してくれる市民が増えることを期待します。
- ・社会福祉協議会には、人材の育成と、人材のコーディネート機能に期 待をしています。
- 手話通訳者を増やすことや、通訳者の設置が必要です。

【現状と課題】

さまざまな市民活動やボランティア活動がある中で、アンケート調査結果からは、活動をしている市民はまだ少ない現状が分かります。参加していない理由として、「きっかけがないから」、「気軽に参加できる活動が無い」の割合が高くなっています。

しかし、独り暮らし高齢者の安否確認の声かけ、話し相手、ちょっとした買い物など身近で簡単な活動ならできると回答した方も多くいるのが現状です。 今後、参加しやすい仕組みづくりが必要です。

【方向性】

近所の困りごと、例えば声かけ、簡単な買い物の手伝い、病院通院の乗り合わせもボランティア活動です。まずはできることから始めていきましょう。

【それぞれの取り組み】

①まずはできることから

住民の

- 近所の困りごとに目を向けましょう。
- 1 人では対応が難しくても、家族、友人、知人に相談し、グループで対応してみましょう。
- お困りの方は、声を上げてみましょう。

地域

· 地域の困りごととそれを支援する人をつなげていきましょう。

社会福祉協議会

- 社会福祉協議会が把握している支援を必要としている人を、地域 につなげていきます。
- ・ 地域にうまくつなげることのできた事例を地域に紹介していきます。

②市民活動・ボランティア活動への参加の促進

みなさん 住民の

- · 積極的に市民活動やボランティア活動に参加しましょう。
- 市内で活動しているボランティア団体を知りましょう。

地域

- ボランティア活動のきっかけとなる清掃活動等を行っていきましょう。
- 地域の人が行うボランティア活動等を応援していきましょう。

行政

- ボランティアセンターの活動を支援していきます。
- 田原福祉専門学校において介護専門職の育成に加え、介護サポーターの養成も行います。

社会福祉協議会

- · 社協だより等により、ボランティアの活動紹介をします。
- ボランティア養成講座を引き続き開催し、活動意欲の向上を図ります。

(4)地域の組織の活性化と人材育成●●●●●●●●●●

【住民・団体等からの声】

- 〇 アンケート調査結果
 - 。自治会には、9割以上の世帯が加入していますが、20歳代では3割 近くの世帯が加入していません。(市民)
 - 校区や自治会等の情報連絡の手段については、「回覧や配布文書」の 割合が最も高くなっています。年齢が高くなるにつれ、「集落放送」 や「電話、口頭による言い継ぎ」の割合が高くなっています。(市民)
 - ・ボランティア活動に参加したことがある人は概ね3割に留まっていますが、地域で行われる「清掃・ごみ拾い」、「お祭り(盆踊りや神社・寺等のまつり等)」、「校区市民館まつり」、「防災活動(自主防災訓練等)」は5割以上の人が参加しています。(市民)
 - 。全ての世代で7割の住民が必要と感じている清掃活動や防災訓練ですが、20歳代で実際に参加しているのは2割程度です。既に参加状況の高い活動以外で、今後校区コミュニティ協議会や自治会等で行うべき地域活動・行事として挙げられた活動は、「スポーツ大会、健康づくり(学校運動会含む)」や「緑化活動(花を植える)」、「防犯・交通安全」、「青少年健全育成(子ども・親子向けの教室)」、「子育て支援(放課後児童クラブ等)」、「シルバーサロン(高齢者の健康維持体操等)」の割合が高くなっています。(市民)
 - ・地域活動の参加についての問題点として、「役職の引き受けてがいない」や「なかなか人が集まらない」「活動がマンネリ化している」などの割合が高くなっています。(市民)
 - 。今後の校区や自治会等の行事の参加希望については、参加状況の高い 活動以外に、「スポーツ大会」の割合が高くなっています。(中学生)

〇 住民懇談会

- 校区コミュニティ協議会・自治会等の活動は協力的に参加します。しかし、集会場などがない地域では、集まる場がないことが課題となっています。
- 。農家の後継者不足、離婚率が高い等、世帯人員が減る傾向にあります。
- 。元気な老人が増えていて、老人会という名前で活動するのに抵抗を感じることがあります。
- ・老人会の活動で、自分の地域以外に招集されることが負担となって退会してしまいます。
- 老人会に入会する高齢者が減ってきています。
- 。自治会が中心となって歩道の雑草取りなどの活動をしてはどうかと思います。

- 。今は女性が元気なので、女性に魅力的な組織やクラブをつくっていってもいいのではないでしょうか。
- 。自治会に加入するメリットや内容をしっかり説明することが必要です。

〇 福祉関係団体ヒアリング

- 。老人クラブでは、本格的な高齢社会に向けて、仲間づくり、絆づくり、 コミュニティ・ふるさとづくりに貢献していきたいと思います。
- · 子ども会では、地域活動に参加しています。

【現状と課題】

本市の校区コミュニティ協議会・自治会等が実施する清掃や防災に関する活動や市民館まつりに代表されるイベントには、住民の多くが参加しています。 また、老人クラブや子ども会等の地域の各種組織も、積極的に活動を行っています。

しかし、20歳代では3割近くの世帯が自治会に加入していない現状もあり、 地域の活動に参加したことがない人の割合も高くなっています。自治会側から 見ると、他地域からアパート等に転居してきた住民に未加入者が多いようです。 校区コミュニティ協議会・自治会はそこに住む人たちが日常生活の中でのさま ざまな問題を住民相互が協力、連携し取り組むことが地域づくりの基盤となる ことから、加入を促進し、地域組織の活性化を図っていくことが必要です。

また、農村部では農家の後継者不足による、家族力の低下や少子化に対する不安が募っている状況が見られます。

【方向性】

自治会などの地域組織への加入を促しましょう。

また、地縁を基盤とする地域組織の衰退原因となる少子化を防ぐために、結婚対策に積極的に取り組みます。

【それぞれの取り組み】

みなさん

- 校区コミュニティ協議会・自治会などの地域組織の活動に積極的に参加しましょう。
- ・ 地域の行事やイベントなどに参加し、多くの地域住民と顔をあわせましょう。
- 家族のいることの良さを、若い人に伝えて行きましょう。

地域

- ・ 校区コミュニティ協議会・自治会を中心に、魅力ある活動を実施 しましょう。
- ・ 地域役員のOB・OGによる協力体制をつくり、現役だけに負担をかけることのない、地域の組織を支援していきましょう。

行政

- 校区コミュニティ協議会・自治会、民生児童委員協議会など地域 組織による支え合い機能が発揮されるよう、これらの地域組織を 支援します。
- 恋サポメール等を活用した結婚対策を充実していきます。

1会福祉協議

- 老人クラブ、子ども会、民生児童委員協議会など地域組織による 支え合い機能が発揮されるよう、これらの地域組織を支援しま す。
- ボランティア・市民活動団体と連携して各種人材育成のための講座や研修会などを開催し、支援していきます。
- · 結婚相談や婚活イベント等による結婚対策を充実していきます。

F

(5)地域の組織の役割分担と連携 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

【住民・団体等からの声】

- 〇 アンケート調査結果
 - 。民生委員・児童委員の認知度については、「地区の民生委員や活動内容を知っている」の割合が2割程度、「民生委員がいることは知っているが、地区の民生委員や活動内容は知らない」の割合が4割程度となっています。(市民)
 - ・社会福祉協議会の認知度については、「名前を知っているし、どんな活動をしているかも大体知っている」人の割合は1割程度となっています。年齢が若くなるにつれ、認知度が低くなっています。(市民)
 - ・社会福祉協議会と一緒に活動に取り組む活動については、「ご近所支 え合い活動を呼びかけたい(見守り、話し合い、助け合う活動)」や 「あいさつが活発な地域にしたい」の割合が高くなっています。(市 民)
 - ・市社会福祉協議会に期待することについては、「福祉に関する情報提供の充実」や「身近なところでの相談体制の充実」などの割合が高くなっています。(市民)

〇 住民懇談会

- 他の校区コミュニティ協議会や自治会の取組みを紹介してもらい、自 分たちの地域の活動の参考にしたいです。
- 青年団や婦人会などの組織が少なくなった。
- 。高齢者の見守り等を民生委員だけでなく、子組などでも行っていけば よいのでは。
- 。同じ校区内でも自治会同士のつながりがあまりありません。

【現状と課題】

誰もが住みやすい地域にするためには、地域住民と地域組織、事業者、行政 等がそれぞれの役割のもと、互いに連携していくことが重要です。

しかし、アンケート調査によれば、福祉のまちづくりの推進役であるべき社会福祉協議会や民生委員・児童委員の認知度は共に低く、連携を図る上で大きな課題と言わざるを得ません。

住民懇談会では、校区コミュニティ協議会・自治会組織が充実しているという意見が聞かれる一方で、多くの地区で役員の担い手不足と、かつてあった青年団・婦人会などの組織がなくなったことが、問題として出されました。

今後は、それぞれの組織の問題点を改善しながら、連携を図っていくことが 必要です。

【方向性】

まちづくりに関わる地域組織はお互いに連携し、誰もが住みよい福祉のまち づくりを推進していきましょう。

【それぞれの取り組み】

地域

- 校区コミュニティ協議会・自治会やボランティア・市民活動団体、 民生委員・児童委員など地域における活動内容を理解しあいましょう。
- 校区コミュニティ協議会・自治会やボランティア・市民活動団体、 民生委員・児童委員との情報交換・意見交換の場を設けましょう。
- 他の校区コミュニティ協議会・自治会の取り組みに関心を持ち、 取り入れていきましょう。

行政

- 市政ほーもん講座や諸会議において、それぞれの地域組織の紹介 等を行います。
- · 地域組織の支援をしていきます。

4会福祉協議会

地域福祉に関する研修会や福祉懇談会を開催し、それぞれの役割の理解と連携を深めるための支援を行います。

2 みんなが利用しやすい 福祉サービスの推進

(1)地域での福祉サービスの充実(1)地域での福祉サービスの充実

【住民・団体等からの声】

- 〇 アンケート調査結果
 - 。悩みや不安についての相談先として、「家族・親族」が 72.3%と最も 多く、「市役所の相談窓口」は 3.7%、「市社会福祉協議会の相談窓口」は 2.8%とその割合は低くなっています。

また、「相談相手がいない」という人も3.2%いました。(市民)

〇 住民懇談会

- 独りで抱え込まず、相談相手、協力者を作るために、社協に協力して ほしい。
- 井戸端会議をする人が少なくなった。

〇 福祉関係団体ヒアリング

。高齢者介護や生活支援のニーズも増えることが考えられるため、NPO、 市・社会福祉協議会、福祉関係者などとネットワークを作っていくこ とが必要です。

【現状と課題】

田原市・市社会福祉協議会では、福祉サービスを必要とする市民のニーズや 生活課題を発見、把握し、適切な福祉サービスに繋げるよう努めていますが、 まだまだ市民の皆さんに相談窓口の周知が届いていないのが課題です。

校区コミュニティ協議会・自治会に寄せられる、身近な生活課題について、 地域での取り組みにおいて解決できないことを専門機関や民生委員・児童委員、 社会福祉協議会、市に繋げてもらえるよう適切な情報提供、訪問活動、相談支 援の充実が必要です。

【方向性】

身近な生活課題や市民ニーズが気軽に相談できるよう、必要な情報提供の方法と、相談支援体制の充実を図ります。

【それぞれの取り組み】

付長の

- 困ったことやわからないことは、まず、周りに聞いてみましょう。
- 専門的なことは、市や社会福祉協議会に聞いてみましょう。

地域

• 地域で解決が難しい相談は専門機関に繋げましょう

行政

・ 市民の地域生活に関係する各相談窓口が、ケースに対応して連携 し、業務協力できるようにします。

社会福祉協議

- 地域包括支援センター、障がい者相談支援事業に係る支援員の質の向上に努めます。
- ・ 地域包括支援センター、障害者相談支援事業所など各相談窓口が ケースに対応して連携し、業務協力できるようにします。

(2)情報提供の充実●●●●●●●●●●●●●●●●●

【住民・団体等からの声】

- 〇 アンケート調査結果
 - ・福祉サービスについての情報や知識の入手方法については、「市役所の広報たはら」の割合が最も高く、「知り合いを通じて」、「校区・自治会等の回覧板など」、「新聞・テレビ・ラジオ・雑誌など」の割合も高くなっています。しかし、公共的機関のホームページや窓口などの割合は低くなっています。(市民)

〇 住民懇談会

- 「ホームページでも見られますよ」と言われても、パソコンを見ることができない。
- 近所づきあいが減ってきた。

〇 福祉関係団体ヒアリング

- ・聴覚障がいの人は、行政相談窓口に手話通訳ができる人がいないこと などで充分な情報が得られない。
- 。ミニデイサービスなどは高齢者からは好評であり、今後は活動の広報 について、パンフレットなどの配布や活動紹介を行っていってほしい です

【現状と課題】

全ての福祉サービス利用者が、障がいの有無に関わらず、必要な情報を受け取ることができる体制を整える必要があります。

市、社会福祉協議会では、広報紙、ホームページ、パンフレットでさまざまな情報の周知に努めていますが、目が見えない方、日本語が充分理解できない方、パソコンを扱えない方などへの、さまざまな情報媒体の工夫と情報提供窓口の充実を図る必要があります。

【方向性】

地域福祉に関するさまざまな情報が多くの住民にわかりやすく、適切な手段 で入手することができるよう、全ての人が受け取りやすい情報提供に努めます。

【それぞれの取り組み】

住民の

- · 広報紙や回覧板、ホームページなどで情報を確認しましょう。
- 家族や隣近所で役立つ情報を伝え合いましょう。

地域

地域の公民館などの施設に、広報紙やチラシなどを置き、情報を 提供していきましょう。

行政

- 手話通訳・要約筆記者の適切な配置に努めます。
- · 「広報たはら」などの点字翻訳、声の広報を充実させます。
- 当事者団体等へ説明会等行い、きめ細やかな情報提供をしていきます。

社会福祉協議令

- 手話通訳・要約筆記者の適切な活用に努めます。
- 「たはら社協だより」などの点字翻訳、声の広報を充実させます。
- 手話通訳・要約筆記の養成講座を開催し、人材育成に努めます。

H

(3) 在宅支援サービスの充実 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

【住民・団体等からの声】

- 〇 住民懇談会
 - 。今後、高齢者が増える傾向にあるため、地域で高齢者への支援が必要です。また、グループホームやデイサービスなどの施設も必要です。
 - 在宅生活を続けるために通院したいが、病院が遠すぎる。
 - 病院等に行くための公共交通機関が少ない。
 - ・田原福祉専門学校等で行うホームヘルパー養成研修受講済みの方など、 地域の潜在的人材を活用してはどうでしょう。

【現状と課題】

高齢者や障がいの有無に関わらず、全ての住民が住み慣れた地域でいつまでも暮らし続けるには、在宅サービスの一層の充実と適切なサービスを利用するための支援が必要です。

サービスに対するニーズが多様化・複雑化する中で、困っていることや地域 のニーズを気軽に相談できる支援体制が必要です。また、地域の中にある社会 資源を活用した既存の枠にとらわれないサービスの開発や、高齢者や障がい者、 子育てへの支援に留まらず、家族支援にも取り組んでいく必要があります。

【方向性】

子供から高齢者まで、誰もが安心して在宅生活を送るため、行政による制度 サービスの質を向上させることだけでなく、地域に根ざした支え合い、ボラン ティア、NPO などと住民参加型活動と連携をとりながら、住みなれた地域で 暮らし続ける仕組みをみんなで充実させましょう。

【それぞれの取り組み】

① 在宅支援の充実

住民の

ご近所の高齢者や障がい者の方に、買物などの自分ができる日常 生活の手助けを行いましょう。

地域

· 福祉ニーズの発見、把握を行い、地域での見守り活動に繋げましょう。

行政

サービス利用者のニーズを把握したうえで、良質で適切な在宅サービスが提供できるよう努めます。

社会福祉協議会

- サービス利用者のニーズを把握したうえで、良質で適切な在宅サービスが提供できるよう努めます。
- ・ 制度サービスでは対応できないニーズに対して、住民の支えあい やNPO等住民参加型活動と連携して支援を行います。

② 家族への支援

地域

- ・ 子育てや介護で精神的ストレスを抱える家族が、地域で孤立しないよう声かけをして、関係機関へ繋げましょう。
- 家族介護用品券の支給を行い、家族の経済的負担を軽減します。
- · ファミリーサポートセンターなど子育て家庭への支援の充実を図ります。

行政

- · 子育て家庭が孤立しないように、児童センターや地域子育て支援 センターの周知を図るとともに、活動を充実します。
- ・ 独り暮らしや高齢者世帯の方の相談や緊急事態の対応として、緊 急通報システム等によりその体制を整備します。

社会福祉協議会

・ 地域包括支援センターで介護者のつどい、介護者教室などの介護 者支援の場を設けます。

(4) 権利擁護の充実 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

【住民・団体等からの声】

- 〇 アンケート調査結果
 - ・地域福祉を推進する上で、社会福祉協議会に期待するものに「人権侵害や虐待を無くし、権利を守る仕組みづくり」と思う方が2割以上います。(市民)
 - 社会福祉協議会が実施している事業で「成年後見センター(判断能力が充分でない方の権利擁護や法人後見を行う)」を知っているという方は2割でした。(市民)

〇 福祉関係団体

障がい児が親亡き後、どうやって生きていくのか心配です。

【現状と課題】

福祉サービスの利用形態が、利用者自らの意思で契約する形態に変わったことによって、認知症、知的・精神障がい者等の判断能力の不充分な方は、契約行為ができないといった理由で福祉サービスが受けられない状況になるためその方々が権利侵害されることなく、できるだけ地域で自立した生活が送れるよう支援する、権利擁護の充実が必要です。

また、昨今増えている高齢者、子供、障がい者、女性への虐待に対し、虐待防止に関する取組みも必要とされています。

【方向性】

判断能力が不充分な方の代わりに、契約等の手続きを行う成年後見制度の周知やその申請のお手伝いをする田原市成年後見センターや、成年後見制度を利用するほどではないが、日常生活の金銭管理等が必要な方に、日常生活支援事業などの利用を促進し、判断能力が不充分となっても、地域で安心して暮らせるよう支援します。

住民一人ひとりが虐待に関する通報先や相談窓口を周知し、身近で起こる児童・高齢者への虐待を早期発見、対応をしていきましょう。

【それぞれの取り組み】

みなさん

- 虐待防止についての意識を高めましょう。
- · ご近所で悪徳商法被害を防ぎましょう。

行政

- 日常生活自立支援事業や成年後見制度など権利擁護に関する周知を図り、制度の利用を促進します。
- ・ 権利擁護に関する拠点として、田原市成年後見センターの運営を 支援します。
- · 虐待通報を受けた場合、現場確認を行い早期対応に努めます。
- 困難事例に対応する関係機関ネットワークの構築を図ります。
- 市民後見人の必要性を周知していきます。

社会福祉協議

- ・ 権利擁護に関する講演会、研修会等を通して田原市成年後見セン ターの周知啓発を図ります。
- ・ 権利擁護に関するい相談窓口を渥美、赤羽根、田原それぞれの福祉センターに設置します。
- 民生委員・児童委員と連携して、悪徳商法被害を防止します。
- ・ 日常生活自立支援事業や成年後見制度など権利擁護に関する周知 を図り、制度の利用を促進します。
- 人権擁護について、身近でわかりやすいリーフレット等を作成し、 啓発していきます。
- 困難事例に対応する関係機関ネットワークの構築に参画します。
- · 市民後見人を育成していきます。



3 みんなでつくる 人にやさしいまち

指標目標

指標	現状値	目標値
社会福祉協議会と一緒に、ご近所支えあい活動を呼びかけたい(見守り、話し合い、助け合う活動)	49. 8%	70. 0%

(1) 地域で支えるネットワークづくり ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

〇 アンケート調査結果

・社会福祉協議会と一緒に取り組みたい活動として、「ご近所支えあい活動を呼び掛けたい」と思う方が 49.8%、「協力し合える機関・団体とネットワークを作りたい」と思う方が 15.2%と、地域に目を向け、さまざまな機関や団体とのネットワークを構築したいという声が寄せられています。

〇 住民懇談会

- 。個人情報の取り扱いの関係で、地域住民の困りごとや心配ごとを把握 することが難しくなってきています。
- · 昔に比べ地域のつながりの希薄化が進み、助け合いが減ってきています。
- ・住民懇談会などの機会を増やして、地域住民の意見を聞くことは重要です。また、地域の困りごとや要望を調査・アンケート等で実態を把握して行くことが必要です。
- 。ひとり暮らし高齢者などが増えてきています。個人情報の保護は大事なことであるが、行政はもう少し情報を提供してもいいのではと思います。
- 他の校区コミュニティ協議会や自治会の取り組みを紹介してもらい、 自分の地域でも参考にしていきたいです。

【現状と課題】

地域のつながりの基本は家族の助け合い(自助)と、ご近所、自治会の助け合い(共助)の絆が基本となります。

認知症を例にとると、徘徊など家族の中だけでは支え切れない状況に対して、 まずご近所や小地域で見守り体制を取ることが、住民同士のネットワーク構築 につながります。

さらに、民生・児童委員、自治会、校区コミュニティ協議会のバックアップ、 NPO、ボランティアなどの協働、市、社会福祉協議会等の公助が重層的に支 えるネットワークが求められます。

【方向性】

地域の中には困りごとを抱えている人がいます。1人から家族、家族からご近所、小地域へと支える人達を増やしていくことが大切です。社会福祉協議会、市による制度サービスや、ボランティア、NPO活動とも協働して、その人が住み慣れた地域の中で暮らせるネットワークを作っていきましょう。

【それぞれの取り組み】

みなさん 住民の

- 独居高齢者、認知症、障がい者、ひとり親での子育て世帯などの 見守りが必要な方に目を向け、地域の中で孤立することないよう にしましょう。
- 近所に越してきた世帯などが地域になじめるよう、声をかけていきましょう。
- 地域のことについて話し合う機会を持つようにしましょう。
- ・ 地域の活動の拠点として、市民館や集会所の利用方法を周知し、 みんなが利用しやすくしましょう。

地域

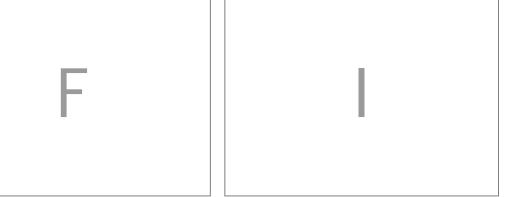
- ・ 独り暮らし老人の孤立・孤独化を防ぐため、食事会や各種行事に 取り組みましょう。
- 各種活動を民生委員・児童委員と連携を取って行っていきましょう。

行政

- 認知症高齢者の見守りネットワークの構築を図っていきます。
- 地域における課題などについて、福祉懇談会を開催し、聞き取りができる機会を支援します。

社会福祉協議会

- · 認知症高齢者の見守りネットワークの中心的役割を担っていきます。
- ・ 地域における課題などについて、福祉懇談会を開催し、聞き取り ができる機会を設けます。
- ・ ボランティア団体、市民団体、校区コミュニティ協議会・自治会、 民生委員・児童委員、学校、NPO、事業者などの団体と連携を 取って、小地域・自治会活動を支援していきます。
- · 子育てサロン・シルバーサロン等を地域住民で運営することができるよう支援していきます。



(2) バリアフリー化の推進 •••••••••

【住民・団体等からの声】

- 〇 アンケート調査結果
 - ・地域福祉への理解を深めたり、助け合いや思いやりの心を育むためには、「差別や偏見をなくし、みんなで共に生活していけるよう啓発すること」が必要だと感じている方が約4割となっており、「心のバリアフリー化」も行っていく必要があります。(市民)
 - ・中学生へのアンケートで、まちで困っている人を見かけた時に、スロープで車いすを押したり、交差点で誘導したり、バスや電車で席をゆずるなどを実行したことがある方は3割近くいて、まだまだ道路や公共施設等のハード的なバリアフリーは推進する必要がある中、心のバリアはあまり見受けられない結果となっています。(中学生)

〇 住民懇談会

- 坂が多く、段差もあり、バリアフリー化が進んでいない道路があります。せめて、通学路だけでも歩道を完備してほしいです。
- ・地域によっては公共交通機関がなく、交通の便が良くないです。車に 乗れなくなった場合の交通手段が必要です。
- 交通の便が良くなれば、車が運転できなくなっても安心して生活ができると思います。

【現状と課題】

本市において、障がいがあっても使いやすい設備や施設改修等は進められていますが、そこに行くまでの公共交通を利用することが困難な障がい者や高齢者も多くいます。

住まいの段差解消やリフォーム事業助成、福祉機器を活用しても、全てのバリアを取り除くことは難しい状況です。

住み慣れた家、地域で安心して生活を続けるためには、共に暮らす人達の「優しさ」を持ち寄って、バリアを越えることが必要です。

【方向性】

歩行者の安全を確保するため、公園や道路、公共施設などにおいて、バリアフリーの視点から整備に努めましょう。

公共交通機関が利用しにくい方への配慮もしていきましょう。

また、すべての人に対し、ともに暮らしていくという福祉意識の向上を図り、 心のバリアフリー化を進めていきましょう。

【それぞれの取り組み】

① 人にやさしいまちづくりの推進

地域

- · 子ども、障がい者、高齢者の目線で危ない場所の把握を行い、住 民に伝えるとともに、市と協力して改善をして行きましょう。
- ・ 行きたい所になかなか行く手段を持たない方を、行ける方が乗り 合わせ等して出かけられるようにしましょう。
- 市民の安全・安心に関する意識の向上を図っていきます。
- · 道路や公共施設のバリアフリー化を推進します。

行政

- ぐるりんバスなどによる交通空白地域の解消、1人で外出することが困難な方への支援として、移送サービス(福祉有償運送サービス)等の支援を行います。
- 住み慣れた家で安心して生活を続けられるよう、住宅改修の相談、 改修費用の助成を行います。
- ユニバーサルデザインによるまちづくりを推進します。

② 心のバリアフリー化の推進

みなさん 住民の

地域にさまざまな人が住んでいることを理解し、お互いを思いや りましょう。

行政

- · ノーマライゼーション、バリアフリー、ユニバーサルデザインに 関する講座等の開催を行い、周知・理解を図ります。
- 障がい者、高齢者等のシンボルマーク等の周知等、さまざまな配 慮に関する必要性と重要性を理解していただくよう取り組みま す。

社会福祉協議

- · 社会福祉協力校事業を通じ、福祉の心を育成していきます。
- · 福祉のつどいの開催などにより、より広く市民の福祉意識を高めるよう取り組みます。
- 高齢者、障がい者の疑似体験などを通じ、さまざまな配慮に関する必要性と重要性を理解していただくよう取り組みます。

(3)地域の防犯・防災活動の推進 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

【住民・団体等からの声】

- 〇 アンケート調査結果
 - ∘福祉で関心のあることについては、「災害時の助け合い」の割合が 58.3% と高くなっており、東日本大震災後の現在は、更に高くなっていると 思われます。(市民)
 - ・地域で誰もが安心して暮らしていくために必要なことについては、「災害時の避難誘導・助け合い」や「防犯・防災活動」などの割合が高くなっています。(市民)
 - ・自然災害などの緊急時には地域の住民同士の支え合いによる「災害時要援護者の安否確認」が必要だと思われる方の割合が高くなっています。(市民)
 - 災害時に、個人情報を関係者に提供することについては、「必要な情報であれば積極的に提供するし、把握してもらいたい」の割合が7割以上となっています。(市民)
 - 校区コミュニティ協議会や自治会等の行う、「防災訓練」に参加したことがある方は60%以上、中学生では約30%となっています(市民・中学生)

〇 住民懇談会

- 自主防災会を地域で充実させていくことが重要です。
- 地域の防災訓練にも参加できない人がいて小配です。
- 住民みんなが、子どもたちを見守っているので、犯罪防止につながっていると思います。
- 生活道路でスピード違反などの運転マナーが悪い人が増えています。
- 子どもたちに対する交通安全教育はよくできていると思います。

〇 福祉関係団体ヒアリング

障がいのある人は、防災訓練などの放送もわからない人もいるため、 訓練の方法なども検討していくことが必要です。

【現状と課題】

東日本大震災以降、地域での防災意識が高くなっています。

アンケート結果では、自然災害などの緊急時に必要なこととして、多くの方が、住民同士の支え合いによる「災害時要援護者の安否確認」を挙げています。

安否確認のために必要な、災害時要援護者の台帳などの作成は、個人情報の 取り扱いが難しくなってきていることなどが原因で、未だ台帳作成には至って いません。 住民懇談会では、災害時などのいざという時に協力して助け合う意識については、昔から連帯感が強い地区と、新たな住民が多い地区との間に少し差があるようでした。

今後は、地域で開催されている防災訓練への参加が7割程度にとどまっていることから、高齢者や障がいのある人、子どもなども含め、すべての住民が参加できるような配慮が必要と思われます。

近年、家族や近隣住民との関係が希薄な高齢者を対象とした悪徳商法のような犯罪は増えています。また、子どもや高齢者の交通事故も増加していることから、地域ぐるみでこれらの犯罪や事故を防ぐ取り組みが必要です。

【方向性】

平常時においても災害時においても、一人ひとりの生活の基盤は地域です。 行政が行う対策と共に、防災、防犯、交通安全対策について、住民の方一人 ひとりが意識を高め、市民、地域、行政が協力して安心、安全な街づくりを推 進しましょう。

【それぞれの取り組み】

① 地域の防災・防犯・交通安全対策の推進

みなさん

- · 防災・防犯・交通安全について、まず家族で話し合いましょう。
- 積極的に自主防災活動に参加しましょう。
- · ご近所の方と日頃から交流を持ちましょう。
- 子どもや高齢者が交通事故の犠牲にならないように見守りましょう。

地拉

- あいさつ運動や、見守り活動、防犯パトロールの実施等犯罪や事故の防止に努めましょう。
- ・ 地域内の事故や犯罪の発生地帯、危険個所の把握に努めましょう。
- · 交通安全教室や防犯講座等を開催しましょう。
- 地域の実情に応じた防災訓練の方法を検討しましょう。

行政

- 交通安全教室や啓発活動を実施します。
- 悪徳商法等の被害について、情報提供するとともに、その方法も 充実して行きます。
- 自主防災会活動の支援など、地域での防災活動を支援します。
- 災害ボランティアリーダーの養成のための研修を行います。

社会福祉協議会

- 交通安全教室や啓発活動を実施します。
- 悪徳商法等の被害について、情報提供するとともに、その方法も 充実して行きます。
- 自主防災会活動の支援など、地域での防災活動を支援します。
- · 災害時には災害ボランティアセンターの立ち上げを行います。

② 災害時要援護者の把握

地域

- 平常時から災害時要援護者の把握につながる活動をしましょう。
- 民生委員・児童委員をはじめとする関係機関との連携を図りましょう。

行政

- 障がい者、独り暮らし高齢者等の避難・支援体制づくりのための 計画を策定します。
- 地域と情報を共有できる方法で、災害時要援護者の把握をします。
- 災害時要援護者台帳の整備を行い、民生委員・児童委員及び地域 包括支援センター、障がい者相談支援事業所等関係機関との情報 共有に努めます。

社会福祉協議

- · 地域と情報を共有できる方法で、災害時要援護者の把握をします。
- 災害時に備え、民生委員・児童委員及び地域包括支援センター、 障がい者相談支援事業所等関係機関との情報共有に努めます。

(4) 健康づくり・生きがいづくりの推進 ● ● ● ● ● ● ● ● ●

【住民・団体等からの声】

- 〇 アンケート調査結果
 - ・毎日の暮らしの中での悩みや不安について、「健康に関すること」の 割合が5割以上となっており、「生きがい・将来のこと」の割合が約 3割となっています。(市民)
 - ・地域(校区・自治会)でのスポーツ大会、健康づくりに参加したことがある方は約5割で、今後必要と思っている方も約6割います。(市民)

〇 住民懇談会

- 。老人がいつまでも元気で、家族そろって働くことができたらいいと思います。
- 住民が気軽に集まり、井戸端会議ができるような場がほしいです。
- · いつまでも健康でいられるように運動教室などにみんなが参加するようになればいいと思います。
- ・老人会は楽しく、高齢者にとっては楽しみの一つとなっています。いるんな教室を開催してほしいです。
- 現役で働く高齢者が増えたこともあり、趣味のクラブや余暇活動への 参加者が少なくなってきています。

【現状と課題】

心身ともに健康で、生きがいを持ち、自立した生活を送ることは誰もが望むことです。

元気な高齢者が多く、年をとっても農作業等の仕事を行っている方が多い一方で、若い方からは自分が年をとったときの健康状態が気がかりであるという意見もでていました。

また、生きがいづくりについては、住民同士が気軽に集まれる場が欲しいという意見がでました。

一人ひとりの健康だけでなく、交流の場や機会が求められています。

【方向性】

心身ともに健康で、生きがいを持ち、自立した生活が送れるよう、日ごろから自分の健康管理を行うとともに、家族やご近所での健康づくりに気配りをしましょう。

また、地域で住民同士が集まり、語り、交流できる機会や場を持つことで、 地域での健康づくり・生きがいづくりの推進を図りましょう。

【それぞれの取り組み】

① 健康づくりの推進

みなさん

- 住民健診等を受けて、自分の健康管理をしましょう。
- · 家族、ご近所さんを誘って健康づくり(散歩等)をしましょう。
- 。 高齢者は、介護予防のため、色々な運動教室に誘いあって参加しましょう。

地域

朝のラジオ体操の実施など、住民が気軽に参加し身体を動かせる 機会をつくりましょう。

行政

- ・ 健康に関するさまざまなニーズに合った教室や講座を開催します。
- · 健康に関する情報の提供を行います。
- · こころの健康に関するイベント、講座等の開催や、情報提供を行います。

社会福祉協議•

- ・ 健康や生きがいに関するさまざまなニーズに合った教室や講座を 開催します。
- · 健康に関する情報の提供を行います。
- · 高齢者が身近に集まれる場所で、運動教室等の介護予防事業を行います。
- 。 こころの健康に関するイベント、講座等の開催や、情報提供を行います。

② 生きがいづくりの推進

住民の

- · 積極的に老人クラブ活動や地域の行事、教室活動等に参加しましょう。
- 気の合う仲間、趣味の集まり等交流の機会を持ちましょう。

地域

- 住民が気軽に集まれる場をつくりましょう。
- 地域の伝統行事を継承させていく中で、全ての世代に伝え、楽しんでいきましょう。
- · 市民館や集会場で開催されるサロン活動等を支援しましょう。
- 。 さまざまな知識や経験を持っている人たちの活躍の場を作り、生きがい活動へとつなげていきましょう。

行政

- 介護ポイント制度等、高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進 (地域への貢献)に取り組みます。
- 障がい者(ミニレスポ等)、高齢者(ゲートボール大会、しおさい大学等)などの、特性に応じたスポーツ、レクリエーション、教室活動などを支援します。
- 高齢者の経験・能力を活かした生きがいづくりの就業機会である、シルバー人材センター等の運営を支援します。

社会福祉協議

- · 子育て世代や高齢者等が「居場所」「生きがい」「つながり」の場としてのサロン活動の開設を推進していきます。
- 障がい者(ミニレスポ等)、高齢者(ゲートボール大会、しおさい大学等)などの、特性に応じたスポーツ、レクリエーション、教室活動などを支援します。

第5章

計画の推進にあたって

1 計画の周知・啓発

地域福祉は、市や社会福祉協議会だけでなく、地域に関わる全ての方、団体 等が主体となって協働し、推進していくことが大切です。

このため、本計画で示した基本理念、役割や考え方について、市民への周知を図り、地域における主体的な活動を促進します。

また、広報紙、ホームページや地域の回覧板等を通じて、本計画の周知・啓発を行い、地域福祉の推進に向けた意識の高揚を図ります。

2 計画の推進と評価

計画の推進にあたっては、住民懇談会を定期的に開催し、住民の意見を聞きながら、田原市地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会を中心に、市・社会福祉協議会及び市役所関係各課とともに、国の福祉制度改革の動向も十分に見極め、推進体制の整備と計画の点検・評価を行っていきます。

また、本計画は田原市総合計画における地域福祉の分野に関連する施策を具体化する計画であり、地域福祉を推進する基本計画としての性格を持ちます。 そのため、関連計画の推進や見直しにあたっては、地域福祉の理念や地域福祉の推進により効果的に展開されるよう整合を図ります。